

No. **146**

2020. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



国宝旧開智学校校舎（松本市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 国宝旧開智学校校舎

旧開智学校校舎は、明治9年（1876年）4月に完成し、90年近く小学校として使用された校舎です。松本市の大工棟梁だった立石清重設計施工し、擬洋風の校舎は当時の東京開成学校や国立第一銀行等の特徴をよく取り込んでいるとのこと。昭和36年（1961年）3月に重要文化財に指定され、38年に現在地に移築、新築当時の形に近づけて復元されました。令和元年、近代学校建築としては初めて国宝に指定されました。（写真は松本市教育委員会から会報掲載用特別許可決定を得て掲載）

（写真撮影：松本市教育委員会）



目 次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一…………… 3
	・会 長 山本準一…………… 5
各部長あいさつ	・総務部長 宮下幸吉…………… 6
	・農林建設部長 赤羽公彦…………… 6
	・運輸交通部長 大槻四郎…………… 7
	・国際部長 春日博幸…………… 8
	・環境生安部長 清水 博…………… 9
	・研修部長 岡田忠興……………10
	・法務部長 柳澤 誠……………11
	・広報監察部長 和田英幸……………12
	・ADRセンター長 和田英幸 ……13
	・(一社)コスモス成年後見サポートセンター 長野県支部長 大槻四郎……………13
年 賀	……………17
台風19号襲来 被災者支援と行政書士	・長野県との災害時相談協定に基づくワンストップ相談会参加報告……………18
	・台風19号災害における罹災証明書申請相談ボランティア ……19
	・台風19号被災の経験から ……21
	・長野県からのお知らせ「ONE NAGANO」……………23
新年賀詞交歓会	……………24
請 願	……………26
特 集	・長野県行政書士紛争解決センター（第2回）……………28
関東地方協議会 連 絡 会	……………32
事 業 報 告	・ブラッシュアップ研修会……………33
	・法務部・研修部・松本支部合同研修会家族信託研修会報告……………34
	・東京会、埼玉会の認証ADRセンター調査報告……………35
業 務 資 料	・令和元年台風第19号による災害の発生に伴う建設業法等の特例措 置等について（通知）……………38
	・「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれ に対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等 の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について……………41

	・令和元年台風19号により被災されたお客様への経営状況分析手数料の無料等のお取り扱いについて……………43
	・台風15号・19号により被害を受けられた皆様へのお見舞いと弊社の対応についてのお知らせ……………43
	・建設業法施行規制第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件(告示)の改正について(通知) ……44
	・法定相続情報証明制度及び登記事項証明書のオンライン請求の利用について(お願い) ……………46
	・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) ……………48
	・第一種フロン類充填回収業登録申請の手引の改正について(通知) ……50
	・産業廃棄物処理業等の許可申請に係る手引の改定について(通知) ……51
	・廃棄物の適正な処理の確保に関する条例及び同施行規制の一部改正及びこれに伴う逐条解説の改定について(通知) ……………53
お 知 ら せ	・改正行政書士法の成立について……………54
	・行政書士無料相談について……………59
	・斡旋物一覧……………60
	・長野県収入証紙の販売について……………60
	・行政書士業務を廃止される方へ……………60
会 議 報 告	……………61
支 部 だ よ り	・上田支部……………68
長野県行政書士 政治連盟のページ	・新年のご挨拶……………69
	・政治連盟考……………70
会 員 の 動 き	・入会・退会・ご逝去……………72
編 集 後 記	……………72



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。県民の皆様には、旧年中、県政の推進に対して格別の御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

県内に甚大な被害をもたらした台風第19号災害から2か月半が経ちました。お亡くなりになられた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。被災された皆様の思いに寄り添い、希望と安心を一日も早く取り戻していただけるよう、“ONE NAGANO”の合言葉の下、多くの皆様と力を合わせ、最善最速で復旧・復興を進めてまいります。

今年の県政運営に当たっては、次の3つの視点を踏まえて取り組む考えです。

まずは、今回の災害も踏まえ、命の尊さに改めて思いを致し、『命を守る県づくり』を推進します。

被災した道路・河川や各種施設の本格復旧については、「より良い復興」、すなわち災害に対してより強靱な地域をつくるという視点も持ちながら取り組みます。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等による重要インフラ整備や、「災害時住民支え合いマップ」の策定支援、浸水想定区域図の作成などのソフト対策により、災害に強い県土づくりを進めます。

我が国はもとより世界で頻発する豪雨災害等の大きな要因は気候変動と言われています。昨年12月に、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指して「気候非常事態宣言」を行いました。将来世代の命を守るため、国際社会と歩調を合わせ、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進、「信州花フェスタ2019」の成果を継承した都市緑化の推進などに徹底して取り組んでまいります。

この他、持続可能な地域医療提供体制の構築、高齢ドライバーの交通事故対策、未成年者等の自殺対策などにも力を入れてまいります。

二つ目に、本県に暮らす若い世代が、個性を活かし、希望を持って暮らすことができるよう『将来世代を応援する県づくり』を推進します。

幼稚園・保育所から高校まで各段階での学びの質を高める「学びの改革」、県立学校におけるICT環境の整備、高校生の海外留学支援などを積極的に進めます。また、貧困等困難を抱える子どもやその家庭への支援が重要であることから、安心できる居場所づくりや学習機会の確保、社会的自立の支援などにも取り組みます。

障がいの有無にかかわらずお互いを理解し尊重する「共生社会」や、外国人を地域の一員として温かく迎え入れる「多文化共生社会」を目指した取組を推進し、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を図ってまいります。

最後に、長野県の活力を高めるため、『時代の変化にも即応した産業政策・地域政策』に注力します。

農林業や商工業の台風第19号災害からの復旧・復興については、国や市町村と連携して引き続き最大限の支援を行います。その上で、産業・地域の振興に先端技術を活かすため、産学官の力を結集し、多様なIT人材の育成・誘致、革新的なITビジネスの創出・誘発など、「信州ITバレー構想」の具体化を進めます。また、スマート農林業の普及促進や、市町村とのデジタルインフラ共同化に向けた研究などによる自治体のスマート化にも取り組んでまいります。

この夏には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。新たに完成する県立武道館での海外チームの事前合宿の誘致、県内各地を巡る聖火リレー開催のほか、大会を契機とした海外からの一層の誘客促進等を通じ、国際交流の推進や観光の振興、ブランド力の向上などに努めてまいります。

今年は、私にとりまして知事就任10年という大きな節目の年となります。県民の皆様からこれまでに賜りました温かな御支援、御協力に、改めて心より感謝を申し上げます。今後とも初心を忘れず、県民の皆様の確かな暮らし実現のため、全力を尽くしてまいります。

結びに、今年一年の長野県行政書士会会員の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。輝かしい令和2年が幕開けとなり、会員各位におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

昨年10月に関東・東北地方に広域な範囲で甚大な被害をもたらした台風第19号により、被災されお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました皆さま、未だに避難生活を余儀なくされておられる皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。この台風により長野県においては長野市穂保の千曲川の堤防が70メートルにわたって決壊し、他に千曲川流域の市町村で越水や氾濫、土砂災害等で9200棟を超える建物が、全壊、大規模半壊、半壊、床上・床下浸水等の被害に遭い、自動車等の水没も数多く発生しました。また、自宅や事務所が被災された会員も数名おられたとの報告も受けました。

本会では10月15日に災害対策本部を立ち上げ、情報収集と具体的支援について対応方法を検討いたしました。翌16日からは本会に「フリーダイヤルによる無料電話相談」を開設し、千曲市役所に「罹災証明書交付申請相談」のために会員ボランティアを派遣し、23日からは佐久市役所において「罹災証明書申請受付支援」を実施しました。また、平成28年に長野県と他士業会と共に「八士業による災害時における相談業務に関する協定」を締結させて戴きましたが、この協定に基づきまして、12月12日には八士業合同の「ワンストップ無料相談会」を佐久市役所で実施いたしました。本会としては行政書士の使命である国民と行政のきずなとして国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献するべく、今後も災害支援活動は継続して取り組んでいく予定であります。

昨年は30年間続いた平成の時代から新しい令和へと時代は変遷し、行政書士法の一部改正も実現しました。本年も引き続き官庁、企業・団体等からの業務受託を積極的に推進する活動を行う方針です。今まで以上に行政機関、民間企業、各種団体と交流連携をはかり、行政書士制度の理解と「行政書士」の利活用を呼びかけ、行政がまた民間企業が行政書士に依頼して本当に良かったと言ってもらえるために、また、付加価値の高い業務を遂行できるように、組織として弛みない活動をしてまいります。あわせて行政窓口へは非行政書士の排除の運動も、継続して行ってまいりますのでよろしく願いいたします。

最後に、会員の皆さまの本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申しあげまして、私からのご挨拶といたします。

各部長あいさつ



健全な会運営を 目指して

総務部長 宮下 幸吉

明けまして、おめでとうございます。令和最初の新年を迎えるにあたり、平素の当会の運営に格別なるご理解とご支援を賜りまして、御礼を申し上げますと共に、会員の皆さま方の益々のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。

昨年を振り返って見ますと、まず、トップドキュメントとして挙げられるのが、当会エリア内の千曲川流域で甚大な水害をもたらした、10月13日発生 of 台風19号災害ではないでしょうか。被災された会員さんは元より、被災地の方々に過年では御座いますが、改めてお見舞い申し上げます。被災地では、あまりの被害の爪痕が深く、未だ、再建の目処すら立たず、先の見えない状況下に有り、一日も早い復興再建を願って居ります。

さて、総務部の活動報告で御座いますが、前述致しました、台風19号による災害発生時、山本会長を本部長に、「災害対策本部」を設置し、長野県危機管理部を初め、県企画振興部市町村課、長野市危機管理課、長野運輸支局に対策本部設置、フリーダイヤルによる被災者からの無料電話相談窓口開設のご案内を、いち早く実施し、各支部にも相談支援体制の協力を要請しました。

又、ブランディング事業の一環として、役員の名刺に、顔写真、当会のシンボルユルキャラで有りますユキマサくんイラスト入り名刺を作成致しました。

今後の課題と致しましては、本来の総務部の役割で有ります、会員の倫理に関する指導連絡及び、発生させてはならない苦情案件について、何らかの施策を考えて行かねばと思っております。ちなみに、昨年は、綱紀案件として提議され、会則違反による処分案件は、残念ながら、2件も出してしまいました。苦情案件は、行政書士会全体に係わる、信頼性を損なう問題で有り、会員自ら、自重せねばなりません。又、年会費滞納案件等につきましても、未だに解決されず、納入期日を過ぎた会員に対しては滞納元金のみの請求ではなく、遅延期間に応じた加算金を付加するなど、一部の心ない会員の為に、他の会員に負担の生じる事の無きよう納入期限の厳守、綱紀肅正に努め、健全な会運営を進めて参りたいと考えて居ります。会員の皆さま方のご協力を宜しくお願い致します。



農林建設部活動報告

農林建設部長 赤羽 公彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、農林建設部長を拝命した折、即刻その場で農林建設部会を開催致しました。農林建設部会担当の副会長 清水博氏、副部長 奈良木利邦氏、上島聡氏、藤森啓志氏、そして私とで農林建設部会の在り方につき諸々の意見が出されました。そこでは、上島部員の方から農林建設の「林」についての業務の可能性について、素直かつ新鮮な意見が出されました。この意見を貴重な進言として捉え、

上伊那森林組合へ出向き森林に関して行政書士の業務することの可能性について御質問させて戴きました。組合の担当者の答は行政書士業務としての可能性につき否定せず、この言を受け、より詳細な話は、地域振興局林務課に行くことを勧められました。

そこで、林務係課長補佐と一時間半程話をしてみたところ可能性は否定しないが尚本庁林務課に問い合わせをしてみるとのことで、当日午後五時過ぎに早速御連絡を戴きました。行政書士業務の可能性についての御示唆を戴きました。

私が全国青色申告連合会全国大会の一員として、十一月二十日に後藤茂之衆議院議員の所へ小規模事業者に対する種々の改正、改善について陳情する際、森林環境譲与税の話が出て参りました。本年国会を通り立法化され具体的に動き出しますとの話でありました。

長野県ですでに実施されている県民税五百円と合わせて一千五百円になるとのことでありました。

後藤氏の話によれば県税は道路に面した森林の間伐、伐採であり、今回の譲与税は、その少し奥の森林整備事業に使われるとの話でありました。

御承知のとおり国土の四分之三の山林原野を有する森林国日本として森林整備は喫緊の課題であることは否めない事実であると。しかし人手不足は、国も県も市町村もみな同様に難しい状況にあると。とすると我々行政書士として、出来る枠組について具体的に県及び市町村と話し合いをしていくべきことは重要かと考えます。

又、県議会開会中の御忙しい折に本庁の井出英治林務部長に「林業に関しての今後について」話し合いの場を作って戴き農林建設部会全員で林業の行政書士業務の可能性についても御話を聞くことが出来ました。

又、農業に関しては上田地域振興局長に御目にかかり長野県行政書士会への講師派遣、御教示、ご協力を要請、そして農政課長からは農業委員会の役割そのものは農業活性化にあるので、そこは忘れてはならないとの強い御示唆戴きました。農転についての非行政書士の行政書士業務に対しては、しっかりと密に対応して頂く必要がある旨お伝えしました。行政書士会として次年度に向けては尚一層の動きを求められる。

又、和田英幸広報監察部長のご尽力により県本庁より非行政書士の行政書士業務の入り込みに対する規制チラシ配布が決まり、77市町村全てに配布されることとなり、加えて農業委員会にそのチラシを持って行政書士か否かの確認を求めるようお願いしました。これは農業委員会のみならず建設業許可についてもその実行の必要性を感じる。こうした具体的動きは重要な事であると思う。

建設業に関しては、建築業法改正がもう少し時間がかかるとのことでその推移を見守ってゆくことになる。

なお、日行連と関地協との連絡会で建設部会に参加させていただいた際、行政書士業務拡大内容充実の為のキャリアアップ制度の活用の話があり、これは行政書士業務のいくつかの分野に有効に活用してゆくべきかと考える。



OSS 申請実施に向けて取り組む課題

運輸交通部長 大槻 四郎

新年明けましておめでとうございます。

平成 31 年度（令和元年度）の運輸交通部の課題は、今年の行政書士政治連盟のロビー

活動が功を奏し長野県予算案に OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）事業関連の予算が計上されたことを受け、引き続き受託した丁種封印権の再々委託の実施と OSS の長野県における実施に向けて各関係機関と連携して対応・対策を講じることでした。

丁種封印権の拡張につきましては、拡張申請の必要はなく再々委託が可能になったことを受け、丁種出張封印の稼働率が思った以上に増加してきています。

封印権の拡大は、自動車の中間登録は行政書士だけが業として代理申請を行える訳ですが、これこそが行政書士が OSS の推進役になる理由であり、行政書士の地位確立と業務拡大への布石になると期待しています。

長野県における OSS は令和 2 年 1 月 6 日より稼働となる予定で推移しております。先日開催された関東地区単位会協議会（以下、関地協という。）で運輸交通に関する分科会が開催されましたが、長野県の OSS 開始によりすべての単位会で OSS が実施されることになり、各単位会の到達段階、今後の対応について意見交換がなされました。長野県、新潟県、山梨県他関東 8 単位会の今後の取り組む分野としては、1 位が「自動車登録 OSS」2 位が「封印取付」及び「運送事業関係の許認可」、3 位が「車庫証明」という順番でした。本会におきましては「自動車登録 OSS」と「車庫証明」はともに重点課題として取り組み、合わせて「丁種出張封印」も関連して取り組んでいます。他の単位会において「車庫証明」に対する取り組み順位が低いには訳があります。OSS 開始に伴い車庫証明の受任件数が急落した単位会が殆どであり、栃木会のように従前とあまり変わらない内容で推移している単位会は大変珍しいことです。栃木会では、毎年 2 回自動車関連団体

と情報交換会を実施しており、自動車関連団体と良好な関係を築いてきているそうです。

本会におきましても、昨年第 1 回「自販連との意見交換会」を実施したことに引き続き、本年度も 12 月 9 日に第 2 回「自販連との意見交換会」を行い、OSS 開始に向けて着実に OSS の稼働率を上げていくために、自販連様より「車庫証明は購入者本人又は行政書士に依頼して作成するよう各販社に依頼している。」旨のお話がありました。本会におきましては、今後も自動車関連団体と意見交換の場を作りながら協力関係を築いていきたいと考えています。会員におかれましては、関係販社・ディーラー様との協力関係を強化して OSS・車庫証明の受任増に励んでいただきたいと思ひます。

最後になりましたが、今年 1 年が会員の皆様にとって飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。



国際業務の未来

国際部長 春日 博幸

新年あけましておめでとうございます。令和 2 年の幕開けにあたり、今後の国際業務に関する私見を述べさせていただきたいと思ひます。

平成元年 6 月の入管法改正により「申請取次行政書士」制度が創設され、当初は法務大臣が適当であると認められた者が申請取次行政書士として、在留資格変更、在留期間更新、永住許可、再入国許可の各申請についてのみ取次を認められるようになりました。窓口の混雑緩和が目的の一つでしたが、制度発足後約 30 年経った今現在では、日本に在留

する外国人数も激増し、平成20年～平成30年の10年間の外国人数の推移を見ると約27%もの外国人が増えています。それに伴い、単に出入国在留管理局への申請取次と言われる業務だけではなく、国際結婚、離婚、相続など渉外業務やコンサルティング業務を行っている先生方が増えてきていらっしゃいます。

昨年4月には新たな在留資格「特定技能」が創設され、非専門的業務へ門戸を開いたとして世間の耳目を集めました。そして、技能実習生として卒業し帰国している入国者（あるいは留学等からの資格変更者）が増えると予想されたものの、昨年11月末時点で1019人とどまっています。ちなみに政府が初年度に想定した人数は4万人でした。この実態を受けて、政府は、技能試験の受験機会を増やす。仲介する制度を拡充する。などの対策を打ち出しました。また、外国人にとってマイナス要因とも言える日本在留5年間のみ、家族は帯同できないという点を見直して欲しいと働きかけている方々もいらっしゃるとお聞きしています。現場にいる我々が感じる伸び悩みの大きな要因は、受け入れる企業にメリットが少ないということです。具体的な事柄をここで挙げるのは控えますが、そこまでして採用したいと思うほど、経済状況を楽観視している企業が少ないのだと思います。昨年は、大企業の早期退職募集のニュースが目立ちました。

この様な現状ですが、今後も外国人は益々増えていくものと予想しています。少子高齢化が進む我が国の若年労働力は外国人に頼らないわけにはいきません。入管行政も変化してきています。昨年の7月から永住許可申請の添付書類が増えました。今までは地方税の納税状況しかチェックされていみせませんでした。今は国税や年金の納付状況もチェックさ

れています。日本人と同じ義務をきちんと果たしている外国人にのみ永住者としての許可を与えるということですが、いかに外国人が日本人とともに共生していくかという点に重点を置かれ始めた変化の一つとして捉えています。今までの「どういう外国人労働者を入国させるか」に加えて「いかに日本社会で共生していくか」という点についても取り組み始めたと感じています。権利の平等だけではなく義務も平等でなければ差別や犯罪の増加に繋がりにかえりません。

今後、外国人共生社会が進む中で渉外法律問題は益々複雑化していくことでしょう。我々行政書士が果たす役割は非常に大きいと言えます。今年一年、新たな気持ちで部活動に取り組みたいと思います。何とぞ会員の皆さまのご協力ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。文末になりましたが、昨年のような大きな災害が起きないことを願い、合わせて皆さまにとってより良き一年になることを御祈念申し上げます。



環境生安部の課題について

環境生安部長 清水 博

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当部は、主に長野県資源循環推進課・各地の地域振興局に提出する環境関係許認可業務、県警生活安全課に提出する生活安全関係許認可業務、保健所、その他関連協会提出許認可業務を扱っております。

今年度の重点取り組みとしてあげておりま

した、廃棄物所轄官庁、同関係協会との協議、情報交換を行い、行政書士業務のより一層の理解と協力を得るため、県庁資源循環推進課（9月、12月）及び長野県資源循環協会を訪問し、双方からの要望等を協議しました。

また、廃棄物所轄官庁は、専門知識を有する職員を配置し、専門性の強化や一層の適正化、効率化を図るため、廃棄物関係許認可のみの窓口業務（申請書類の受理等）を現在の10地域振興局から4基幹局にするという業務集約化を来年度から実施する動きもあるようです。業務集約化の具体的なことは、2月初旬に公表される模様です。

公表されましたら、所轄官庁、会員の研修方法等の対応を検討する予定であります。

現在、当部の課題として、取り扱っている業務の内、特に廃棄物の処分業・処理施設の許認可関係は専門性が高くなってきており、取り扱っている会員も限定されてきております。また、所轄官庁のその審査も厳しくなっており、県内各地にこれに対応できる会員を増やすためには、どうすればいいのかが課題となっております。

本会の専門部は、内に向かっては会員の資質の向上のための時宜を得た情報提供・研修会等の実施、外に向かっては特に担当官庁との折衝、協議を通じてパイプの強化がその任務と思っております。

行政書士の専管業務の許認可申請は、ますます専門性の高い業務となってきており、管轄する官庁からも専門的能力を期待されておりますので、専門家の養成・育成を目指して努力してまいりたいと思います。

会員の皆様のご健康と新しい年が明るく希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。



研修部の活動報告

研修部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様、関係機関の皆様には日頃より研修部の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

研修部では本年度、ブラッシュアップ研修会、特定行政書士法定研修・考査の支援業務、家族信託研修会（法務部と共催）、新規登録者必須研修会を行ってまいりました。

1 ブラッシュアップ研修会

この研修会は昨年度から、登録後3年以上の会員を主な対象として開催しております。2年目となる本年度は10月24、25日に行いました。

専門業務やコンプライアンスの研修のほか、本年度は業務展開・営業の分野に特に力を入れました。そのため、3名の副会長（赤羽康志先生、清水博先生、松島茂行先生）に講師をお願いして、パネルディスカッション「副会長が語る これからの行政書士」を実施しました。通常の研修等では、成功されている先輩方から直接、業務展開の核心・極意を教えていただける機会はなかなかありません。今回は松島副会長にコーディネーターをお務めいただき、3名の副会長には惜しみなくノウハウをご教示いただきました。懇親会も盛大に行われ、内容の濃い研修となりました。この研修会が来年度開催された場合は、ぜひ多くの会員の皆様にご参加いただきたいと思います。

2 特定行政書士法定研修・考査の支援業務

特定行政書士の法定研修・考査は日行連の主催事業です。研修部では、本会会館におい

て全4回のDVD研修、考査実施の支援を行いました。また、法定研修終了後、考査前に「特定行政書士研修考査対策セミナー」を独自に6時間開催しました。法定研修では要件事実・民事事実認定論を聴講しますが、この分野は初めて学ぶ受講者がほとんどであり、DVD研修だけでは消化不良のまま終わってしまいます。そのため、セミナーでは解説及び問題演習を行い、行政法に加えてこの分野の理解も深めていただきました。法定研修・考査を受けた4名は全員、考査に合格されました（合格率100%）。

3 家族信託研修会

11月13日に松本で家族信託研修会を開催しました（法務部との共催）。近年、生前対策として遺言書作成、成年後見のほかに家族信託のスキームを活用する例が全国で増えてきました。家族信託の実務に精通した木村和彦先生（法務部員）に講師をお願いして、家族信託の仕組みから営業方法までを解説していただきました。会員の皆様の関心が高く、研修会には約60名が参加されました。

4 新規登録者必須研修会

1月23、24日に松本で開催しました。今年度の特徴は、講師6名はすべて研修部員及び松島担当副会長だったことです。ウイングの広い行政書士業務を「オール研修部」でカバーしてしまうというのは、すごいことです。講師の先生方を私自身もリスペクトしており、研修会では大いに勉強させていただきました。専門業務の基礎研修のほか、事務所経営研修、ワークショップ「明日の行政書士を考える」、そして懇親会もありました。同期の絆を深められた皆様の今後の活躍に期待したいと思います。

5 おわりに

新規登録者必須研修会、ブラッシュアップ研修会ともに、各専門業務を網羅的に学べる

貴重な機会です。いずれも2日間の研修ですので、1日目の夜は、日頃お話しできない先生方とも懇親を深めることができます。これらの研修会に多くの皆様にご参加いただけるよう、今後もブラッシュアップしてまいります。また、「街の法律家」を育てていく視点で研修を充実させ、会員の皆様の業務向上に役立つよう努めてまいります。

最後になりましたが、皆様にとりまして実り多き1年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



法務部の活動について

法務部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。今年度法務部長を務めさせていただいております上田支部の柳澤でございます。

今年は昨年に引き続き、改正民法の施行が予定されております。相続分野においては、4月に配偶者居住権の新設他、7月に遺言書保管法の施行、債権法分野においては、4月に契約、約款、補償、時効、利率他大幅な見直しが行われます。内容についてご確認をいただき、遺漏無くご対応をいただければと思います。この他、法務部担当分野では、著作権分野、特定行政書士資格の活用において、取り組みが必要となっております。12月に著作権相談員養成研修を開催しましたが、継続して情報交換を行う機会を設けて会員の皆様に実務に取り組んでいただけるよう環境整備を行なっていきたいと思ひます。また、特

定行政書士については、どのような形での活用ができるのか2月に特定行政書士の皆様に向けてブラッシュアップ研修を実施を予定しておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

話は変わりますが、昨年12月にかねてよりの悲願でありました行政書士法の改正がなされ、その目的として「国民の利便に資し、もって権利利益の実現に資する」ことが定められました。法務部では、今般の民法改正に伴う相続法、債権法分野において国民の権利利益の実現に資するとの見地から、引き続き各金融機関等との提携交渉、セミナー開催提案等を進め、対外関係強化をはかって参ります。また、この法改正により行政書士の社会貢献活動の必要性がこれまで以上に増すことになろうかと思えます。行政書士会の社会的使命としての社会貢献活動全体の在り方とともに、成年後見分野において昨年9月に日行連と（一社）コスモス成年後見サポートセンターとの協定が締結されたことから、本会会員が所属する同センター長野県支部との協定について検討を進めて参ります。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。



広報監察部の活動報告

広報監察部長 和田英幸

令和元年台風19号の災害で被災されました会員並びに県民の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さて、令和元年度の広報監察部の活動は以下のとおりですのご報告いたします。

1 広報月間（ポスター配布、新聞広告）



2 販促グッズ（ポケットティッシュ製作）



3 監察活動（農業委員会への要望活動）



- 4 大人の文化祭参加（法務部連携）
- 5 テレビコマーシャル（ABN、TSB）
- 6 ラジオコマーシャル（SBC）
- 7 ホームページの充実（システム変更）

8 行政書士記念日：2月22日（2月3日付信濃毎日新聞広告、2月17日15:20～の予定でSBCラジオカー会館訪問レポート）

など企画実施しております。

特に、ホームページの活用においては、即時性を考慮して「お知らせ」「活動報告」「会員へのお知らせ」は見やすい画面にして随時更新していますのでご覧いただきたいと思っております。

本年も広報活動、監察活動に対して会員各位の尚一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

「ADRセンター」開所一年目

ADRセンター長 和田英幸

令和元年台風19号の災害で被災されました会員並びに県民の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

さて、令和になり初めての新年を迎え会員各位にはそれぞれの目標に向かい良いスタートを切れたことと拝察いたします。

平成31年2月1日、念願でありました「長野県行政書士紛争解決センター」（ADRセンター）が法務大臣認証第161号として開所いたしました。全国の行政書士会では、18番目の認証機関であり、県内では4つ目の認証機関となります。

本年度は、申立案件がなく残念な初年度となりましたが、この事態を脱却するためADR機関として先行し申立ての実績が十分ある東京会、埼玉会を訪問し調査を行いました。その結果、広報活動が十分できていないことが問題であることがわかりました。そし

て、ポスター、配布用パンフレットを作成し、市町村窓口、関係機関、団体を訪問し掲示及び設置配布の協力をお願いして回りました。

今後は、会員の皆様から案件の紹介や情報提供をしていただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本年度は手続実施者養成研修を実施していますが、8名の研修生がまじめに研修に取り組んでいます。行政書士経験5年という条件がありますので、それがクリアできれば名簿に登録することができそうです。

これまでADR研修を受けた多くの会員が研修で学んだ交渉術、傾聴、パラフレーズ、リフレーミング、ブレインストーミングなどのスキルを用いて事務所の相談業務に応用活用されていることと拝察いたします。

認証ADRセンターの設置は、社会貢献事業ですが日行連が取得を目指しているADR代理権獲得のステップとして位置付けられています。今後とも会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げ新年のごあいさついたします。

社会貢献としての 成年後見活動の現状

（一社）コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部長 大槻 四郎

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

昨年も報告しましたが、私たち行政書士が後見・保佐・補助人を引き受けるケースは市町村の社会福祉課又は地域包括支援センターから提出される案件がほとんどです。行政書士にとって成年後見活動は社会貢献活動として位置づけられていますが、これからは法定

業務となるよう活動していくことが重要だと思います。

さて、成年後見制度促進法が施行され、各市町村及び都道府県の自治体はそれぞれ基幹をどのような形で、どのように運営にしているのか模索しつつ着実に前進し、多くの市町村においては、令和2年度中にスタートしようとしています。その過程において、我々行政書士も専門職後見人としての認知が進み、打合せ会に参加する機会が増えてきました。行政に一番近い存在である我々行政書士が、今こそ存在意義を発揮して、成年後見制度の推進役に名乗りを上げる好機であると思っています。会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

「コスモスしなの」の令和元年度の活動状況は別紙（15～16頁）のとおりです。今年も公開市民講座を令和2年4月19日（日）

に岡谷市との共催で開催できることを目標に頑張っています。

私たちコスモスの会員は、成年後見人の受任にあたって、被後見人に寄り添い、傾聴を心掛け、被後見人の財産管理及び身上監護の業務をおこなっています。成年後見人の受任は、最終的には死後事務が発生します。死後事務に関連した業務として相続人確定業務、遺産分割協議書等の作成等の業務が考えられます。従って、我々行政書士が係わる業務の受託拡大に繋がります。特に新入会員の皆様には、今の内にコスモスに入会し、成年後見活動を通じて業務の受託をするということを考えては如何でしょうか。

最後になりましたが、会員の皆様にとりまして飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。新年の挨拶とします。今年もよろしくお願い致します。



長野県支部 活動報告

支部長：大槻 四郎

設立	平成 25 年 11 月 29 日 (平成 19 年 1 月 16 日 NSSC 設立)
支部会員数	47 名 (令和元年 12 月 26 日現在)
受託件数	法定後見 52 件 (そのうち、家裁から 0 件、市町村から 35 件) 保佐 9 件 補助 5 件 任意後見 13 件 (候補者受任) 任意後見開始 0 件 見守り契約 (委任契約) 4 件 (令和元年 12 月 26 日現在)
定時総会	平成 30 年度年 9 月 5 日 出席者 28 名 (出席 12 名、委任状 16 名)
役員会	●役員会 (6 回開催) 内 2 回は正副支部長会
研修事業	●入会前研修 (1 回開催) (2 会場 長野市・伊那市) 受講者 11 名 (修了者 10 名) ●支部研修 (1 回開催) 長野市 更新研修 テーマ 1. 「業務報告の必要性と報告書の作成」DVD 研修 2. 後見実務事例検討・意見交換 講師 大槻支部長、柳澤副支部長、平沢副支部長 受講者 23 名
広報活動	●公開講座 (1 回開催) 平成 31 年 4 月 21 日 小諸市市民交流センター 市民公開講座&無料相談会 共催 長野県行政書士会佐久支部 後援 小諸市・長野県行政書士会 テーマ 「みんなで考える成年後見」～将来の安心のために～ 講師 宮澤優一会員 受講者 37 名 無料相談 1 件 ●講師派遣 1. 平成 30 年 9 月 6 日～12 月 18 日 計 6 回 ケアマネ・福祉専門職員・民生委員向け講習会を実施 テーマ 「介護従事者のための成年後見制度とその活用」 講師 宮澤優一会員 2. 平成 31 年 1 月 22 日新規登録者必須研修会 コスモスしなの 担当 テーマ 「成年後見と行政書士業務について」 講師 大槻四郎支部長 受講者 30 名 ●SBC 主催の「大人の文化祭」6 月 15 (土)・16 (日) に出店 ●NBS 長野放送「みんなで築こう笑顔あふれる介護の輪」キャンペーン CM に協賛

関係機関訪問	<p>*長野地区 平成31年4月16日(火) 長野市、須坂市、千曲市、坂城町(18カ所) 会員5名で訪問</p> <p>*上田地区 平成31年4月4日(木) 上田市、東御市(6カ所) 会員7名 行政書士会役員2名で訪問</p> <p>*佐久地区 平成31年4月5日(金) 11日(水) 12日(木) 佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町、立科町(39カ所)を会員4名 行政書士会役員1名で訪問</p> <p>*松本地区 平成31年4月10日(水) 16日(火) 17日(水) 19日(金) 松本市、塩尻市、安曇野市、大町市、池田町、朝日村、山形村、松川村(53カ所)を会員6名 行政書士会役員1名で手分けして訪問</p> <p>*諏訪地区 平成30年4月5日(木) 諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村(8カ所)を会員5名 行政書士会役員1名で訪問</p> <p>*伊那地区 平成31年4月9日(火) 4月12日(金) 4月16日(火) 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、飯島町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、中川村(14カ所)を会員8名 行政書士会役員2名で訪問</p> <p>*飯田地区 平成30年4月18日(木) 飯田市、阿南町(5カ所)を会員2名 行政書士会役員1名で訪問</p>
その他	<p>●長野県成年後見連絡協議会(7者)1回 平成30年3月15日</p> <p>●地域活動</p> <p><input type="checkbox"/>上小地区権利擁護専門職合同学習会に上田地区会員が参加 平成30年8月24日(金) 31年3月8日(金) 計2回</p> <p><input type="checkbox"/>上伊那権利擁護相談会に伊那地区会員が参加 平成30年9月14日(金) 12月8日(金) 31年3月8日(金) 6月14日(金) 計4回</p> <p><input type="checkbox"/>伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会 平成30年9月27日(水) 平成31年3月19日(月) 計2回に下島会員が行政書士会代表で出席した。</p> <p><input type="checkbox"/>コスモス松本地区会議(松本支部のコスモス会員で組織) 計6回を開催し、松本市地域包括と協力して、福祉専門職向け講習会を成功させた。</p> <p><input type="checkbox"/>コスモス佐久地区会議(佐久支部のコスモス会員で組織) 平成30年10月4日(木) 平成31年3月14日(木) 計2回開催し、市民公開講座の開催及び今後の地域活動について話し合い、市民公開講座を成功させた</p>

あけまして おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会	長	山	本	準	一															
副	会	長	赤	羽	康	志	理	事	奈	良	木	利	邦							
副	会	長	清	水		博	理	事	宮	下	幸	吉								
副	会	長	松	島	茂	行	理	事	古	谷		豊								
理	事	佐	藤	佳	苗		理	事	和	田	英	幸								
理	事	渡	邊	博	昭		理	事	高	田	勝	男								
理	事	柳	澤		誠		監	事	林		辰	幸								
理	事	関		純	子		監	事	小	林	良	美								
理	事	上	島		聡		相	談	役	湯	澤	廣	雄							
理	事	赤	羽	公	彦		顧	問		竹	内	波	美	男						
理	事	春	日	博	幸		顧	問		小	泉	俊	博							
理	事	深	澤	和	歌	子	顧	問		小	島	康	晴							
理	事	岡	田	忠	興		事	務	局	長	木	内	洋	介						
理	事	一	之	瀬	大	輔					事	務	局	職	員	一	同			

台風 19 号襲来 被災者支援と行政書士

長野県との災害時相談協定に基づくワンストップ相談会参加報告

法務部長 柳澤 誠

昨年 10 月の台風 19 号災害において、被害を受けられた会員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。本会では 10 月 15 日に山本会長を本部長とする災害対策本部を設置し、現在も継続して対応に当たっております。また、発災当初より会員有志の皆様にも率先した取り組みをいただき、千曲市では長野支部同市在住の会員の皆様、佐久市では佐久、上田両支部会員の皆様に罹災証明発行等の活動を行っていただきました。この場をお借りし、御礼申し上げます。

本会では、弁護士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、中小企業診断協会、社会保険労務士会とともに、長野県災害支援活動士業連絡会に加入し、平成 28 年 11 月に長野県と災害時における相談業務に関する協定を締結しております。本協定は、長野県の要請を受け、被災者支援のための相談会を士業連絡会が実施するものです。それに伴い本会では、発災当初 10 月 13 日に幹事会である弁護士会に連絡を取りながら対応を行って参りました。その対応と致しましては、10 月 17 日に長野県より被災地の状況に鑑み、まず無料電話相談窓口を開設するよう要請を受け、各士業は専門分野での被災者相談窓口を開設しました。(本会においては先立つ 15 日に開設済み)。本会では、当初の 2 週間を長野支部の運輸実務者の会員を中心にご対応をいただき、その後、本会各部において引き続き対応を行っております。

11 月下旬に長野県より相談会開催要請をうけて緊急士業連絡会が開催され、12 月 12 日に佐久市役所で相談会が実施されることとなりました。相談員は地元佐久支部に派遣協力をお願いし、山田訓之会員、依田常広会員と私の 3 名にて参加しました。当日は各士業より 1～2 名の参加と佐久市職員の皆様の協力をいただき午後 4 時から午後 8 時までの間で 16 件の相談が寄せられ、内容に応じて各士業相談員 3 名チームで対応しました。この相談会で特筆すべきは、各士業チームで相談を受け、必要に応じ佐久市の必要な部署の職員と連携して支援金支給申請や市税免除申請までもワンストップで行う事ができた点です。また、各士業とも地元の会員を中心に対応に当たった事で、地元の事情などを知っている中で相談を伺うことができ、相談者様にとっても非常にメリットのある相談会になったものと思います。

今回の佐久市での相談会をモデルケースとして、被災市町村の要請に応じて相談会を順次開催予定とのことありますので、本会では、引き続き被災者支援の一環として取り組んで参ります。

台風 19 号で被災された皆さまへ

**専門士業による
ワンストップ無料相談会
開催のお知らせ**

無料
予約不要

日時: 令和元年 12 月 12 日(木) 午後 4 時～午後 8 時
場所: 佐久市役所 本庁 2 階市民ホール
対象: 台風 19 号による被災者・被災事業者

参加士業
弁護士・税理士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・
不動産鑑定士・中小企業診断士・社会保険労務士

主催: 長野県、長野県災害支援活動士業連絡会、佐久市

被災された方の支援のため、各専門士業が参集し、ワンストップの相談会を開催します。個人の方、会社の方、被災に関するどのようなご相談にも対応いたします。

例えば、二重ローンの借入れ、保険金の支払に
関する問題、土地の権利関係・借付借
賃、物の滅失補償等について、各種災
害支援給付金・救済制度等について、事
業経営・従業員等との問題、被災に伴う
労働問題、被災者への対応に関する
トラブル・遺棄トラブル、その他被災に
関連するご相談であればなんでもご相談
に応じます。

お問い合わせ先
長野県災害支援活動士業連絡会 運営事務局 長野県弁護士会
長野市東科 432 TEL. 026-232-2104



台風 19 号災害における罹災証明書申請相談ボランティア

令和元年 10 月 12 日～13 日にかけて台風 19 号の接近により、長野県では千曲川流域を中心にこれまで経験したことのない堤防決壊と支流河川の内水氾濫による大水害が発生しました。被災されました皆様に対し謹んで心からお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧をお祈りいたします。

【千曲市において】

広報監察部長 和田 英幸

台風 19 号災害に当たり長野県行政書士会長野支部所属で千曲市に事務所のある行政書士 7 名により千曲市役所において申請相談ボランティアを実施しました。



災害発生から 3 日後の 10 月 15 日に千曲市災害対策本部に罹災証明書交付に係る申請相談ボランティアの申し出を行い、翌 16 日から罹災証明書交付申請



の相談受付のお手伝いを千曲市役所で始めました。当初は、罹災証明書交付に係る申請相談が主な内容でしたが、3 日ほど経過すると申請の相談が少なくなり交付申請の受付が主な内容になってきました。こうした状況により市役所 1 階の特設会場にて市職員と受付に並び、申請を受け付ける仕事のお手伝いをすることになりました。

千曲市においては、24 日までに申請が 600 件を超え、住宅の床上床下浸水被害は 1677 件のほり、住宅家屋以外の事業所、工場、農地などの罹災届出を合わせると相当な数になりました。そして、24 日現在申請に訪れる被災された方の件数も少なくなってきたことから、市役所 1 階に設置した特設会場での受付は終了し、翌週の 28 日（月）からは市役所 4 階の危機管理課の窓口で市職員だけの対応で可能な状況であるとの市当局の判断で、協議の結果、罹災証明書交付申請の行政書士ボランティアは 25 日（金）をもって一旦終了することになりました。

この度の災害に際し行政書士としてボランティアによる社会貢献をさせていただきましたことは貴重な経験であり、千曲市長並びに市職員からも感謝されました。そのことから市民の皆様幅広く行政書士をアピールできたのではないかと思います。改めて被災されました皆様にお見舞い申し上げ、災害が繰り返されることの無い社会の実現と一日も早い復旧をお祈りいたします。

【佐久市において】

佐久支部長 佐藤 佳苗

佐久市における罹災証明書等交付申請受付は、市役所並びに各支所はもとより、特に被災状況が深刻であった地域5か所に出張窓口（2～3時間程度）を設けて行われました。行政書士会佐久支部では、上田支部からの応援もいただき、当該出張窓口における申請支援と相談業務を担当させていただきました。

申請受付自体は、罹災証明67件・被災証明35件・来場被災者115組と、決して多くはありませんでしたので、行政書士が大活躍という訳にはいきませんでした。また最初の二日間は、市役所職員も自分の事で手一杯であり、我々行政書士とどう接したら良いのか判らないと言う状況だったように感じます。そこで、当初は各会場2名の予定を以後1名として対応しました。



来場する被災者の相談は、罹災被災証明と同様に農地被害に関するものが多く、市役所職員からは「農地に関しては農政課へ」と、正にお役所対応であったため、「ここできちんとお話を伺い農政課へ繋ぐ」という方法を取るべきと進言し、そのようにしていただきました。被災者に二度手間を掛けさせない、被災者に寄り添うという意味では、多少なりとも被災者支援の一助となったと自負しています。

また、被災者支援が社会貢献の一環であることは当然の事ですが、同時に行政書士という存在を知らしめるためにも考えています。今回の活動においては、現地視察に来られた国会議員から、被災者を前に「行政書士の皆さまもお手伝いくださり」との発言をいただき、また佐久市長からは、NHKの全国放送において「専門職である行政書士にもご協力いただいています」との発言をいただきました。

少なからず「行政書士の存在を知らしめた」という意味で、今回の活動は有意義であったと感じています。

台風 19 号被災の経験から

広報監察部 小西 勝

はじめに、台風 19 号により私の事務所が被害を受けたことに際し、長野県行政書士会のみなさまから多大なご支援とご心配を賜りましたこと、紙面をお借りして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、私の事務所は長野市穂保というところ、千曲川が決壊した場所から 500 メートルほど上流の、堤防のすぐ近くにあるのですが、残念ながら地域もろとも浸水被害を受けました。ただ、不幸中の幸いと言いますか、うちは浸水が一階までにとどまったため、建物の二階に設けていた事務室内の、仕事に関する書類やデータ、事務機器は被害を受けずに済んだのです。

けれども、これはまさに「幸い」な結果論であって、堤防の決壊場所がほんの数百メートルずれていれば、お客様から預かった大切な書類や個人情報を流失していたかもしれず、行政書士業務に大変な痛手を被っていたでしょう。

それにしても、「天災は忘れたところにやってくる」とはよく言ったもので、自分が被災者の立場になるとは、あの光景を目の前にする瞬間まで想像もしていませんでした。本当は、過去に何度も水害に遭っている地域だということを知っていたのに、です。

これが、いわゆる正常性バイアスというものでしょうか。心のどこかでリスクを直視することを避けていたのかもしれません。少なくとも金庫を防水機能付きに換えたり、PC データをクラウドストレージにバックアップするなど、いまさらながら BCP 対策をしておかなければと考え直した次第です。



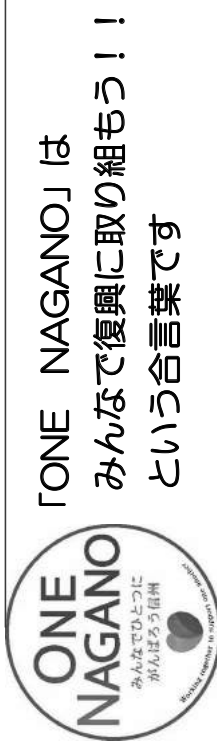
10月14日現在 泥で埋まった宅内 奥の二階が事務所

被災地では、大勢のボランティアさんのおかげで泥の搬出など力仕事はほとんど終わりましたが、これから再建に向けた被災者支援の各種申請手続きが本格化します。市の窓口に行けば職員が丁寧に説明してはくれますが、行政手続きが本業の私でさえ、複雑で面倒に感じるほどです。

そもそも何をどこに相談に行けばよいかわからないでいる高齢者世帯も多く、この方たちが置いてきぼりにならないためのサポートが必要だと思うのですが、今のところ、市はそこまで手が回らないように見えます。私たち行政書士の出番かもしれませんね。



コンクリート塀に付着した泥の線が高水位



◆ **目的**
被災者、被災地、長野県、応援していただく方を含めたみんなが元気になることとして、その先の未来を元気にしていくこと

◆ **展開**
一人ひとりの想いや行動をつなぐ合言葉として「ONE NAGANO」を共有
復興に向けてそれぞれの立場でできることを少しずつ行動に移す
より良い復興（Build Back Better）に向けた力強いムーブメントへ

一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！

- **被災者を元気に**
ボランティアへの参加、ボランティアの輪の拡大、義援金・寄付金への協力
- **被災地を元気に**
被災地産の農産物や商品の購入
地域のつながりの強化（行事・イベントへの参加や協力）
- **長野県を元気に**
被災前より元気な農業・商工業・観光業を目指した復興
観光客の促進（がんばろう信州！観光キャンペーン）
- **みんなを元気に**
想いや行動を「#ONE NAGANO」をつけてSNSで発信
ボランティアへの感謝と支援（感謝の声かけ、あいさつ、サポーター店舗）
- **未来を元気に**
将来のより良い長野県づくりへ

“Working together to support one another”

“ONE NAGANO”～想いをひとつに～

台風第19号の被災地では、被災された方々と共に、ボランティアや企業・団体など、多くの皆さんが声を掛け合い、励まし合いながら復旧を進めてきました。

私達は、いまだに、辛く、不安な思いをされている方がいるという事実を重く受け止め、一人ひとりの暮らしや、生業の再建への歩みを加速し、誰一人取り残されることのない復興を目指す決意です。

今必要なのは、あなたの想いです。あなたの想いが多くの方と繋がりが、地域に活力を取り戻すための大きな力になります。

想いをひとつに、互いに支え合いながら、一日も早い復興に向けて進み続けましょう。

令和元年11月25日

長野県
長野市長会
長野県町村会
長野県災害時支援ネットワーク
長野県社会福祉協議会

令和2年 新年賀詞交歓会

広報監察部員 五味 直美

令和2年1月9日木曜日、長野市のホテル国際21に於いて、長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟の新年賀詞交歓会が開催されました。春を思わせるような暖かな陽ざしのもと、多くのご来賓、会員の皆様にお集まりいただき、会場は晴れやかな雰囲気になりました。

山本準一会長の新年のあいさつに続き、阿部守一長野県知事、長野県議会議長、国会議員の皆様、ご来賓の方々よりご祝辞を賜りました。

士業を代表して長野県弁護士会の中^{なかしまみか}寫実香副会長に乾杯のご発声をいただき、祝宴が始まりました。令和最初の新年を祝い、ご来賓の方々はもとより、ベテランの会員から登録後間もない新入会員まで、親しく交わり歓談する楽しい時間となりました。



阿部知事・山本会長



山本会長あいさつ



乾杯 県弁護士会副会長 中寫実香様



祝宴

会場では、阿部知事をはじめとする長野県関係の方々の胸元を彩るSDGsバッジが目を惹きました。昨年4月に「長野県SDGs推進企業登録制度」が創設され、業務を通じて身近に感じてもらえる会員もいらっしゃると思います。先端技術に関わる企業が多く集まる一方で、豊かな自然、気候風土や食文化を生かした産業も盛んな長野県。新たな取り組みへの理解を深め、身近なこと、できることから一つずつ協力する一年にしたいと思いました。

最後になりましたが、会員の皆様にとりまして幸多き一年となりますようお祈り申し上げます。また、新年賀詞交歓会の開催にあたり、準備から運営までご尽力いただいた総務部と事務局の皆様に感謝を申し上げます。

～ご来賓の皆様からご祝辞を頂きました。～



長野県知事 阿部守一様



長野県議会議長 清沢英男様



日本行政書士会連合会副会長 水野晴夫様



日本行政書士政治連盟副会長 濱田隆弘様



小諸市長 小泉俊博様



衆議院議員 務台俊介様



衆議院議員 篠原 孝様



参議院議員 杉尾秀哉様

請 願

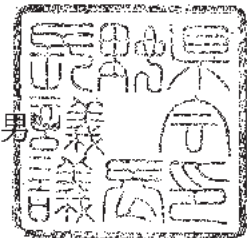
11月22日に長野県議会へ提出した「県の機関における行政書士法のご理解と窓口業務の適正化を求める請願書」が11月定例会において12月13日に採択されました。

請 願 採 択 通 知 書

令和元年（2019年）12月13日

長野市南県町1009-3
長野県行政書士会
会長 山本 準一 様

長野県議会議長 清 沢 英 男



かねて、当議会に提出されました下記の請願は、11月定例会において、採択と決定しました。

記

請第 9号 県の機関における行政書士法の理解と窓口業務の適正化を求めることについて

県の機関における行政書士法のご理解と窓口業務の適正化を求める請願書

令和元年11月22日

長野県議会議員
清沢 英男 殿

紹介議員	小島 康晴	風間 辰一
	諏訪 光昭	毛利 栄子

請願者

代表者(住所) 長野県長野市南泉町1009番地3
(氏名) 長野県行政書士会 会長 山本準一

1、請願の趣旨

行政書士は、行政書士法の目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資する」ため、高度な法的知識及び専門知識を身に付けるべく日々研鑽を重ね業務を行っております。しかしながら、全国的には、各種許認可・免許・登録申請及び届出などに際し、資格を有しない非行政書士が手続を行っているケースが見られます。

県においては、「行政書士または行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することが出来ない」とする行政書士法第19条第1項及び行政書士制度の趣旨をご理解いただき、不当な書類作成・提出行為がなされないよう、また県民の権利・利益が損なわれないことのないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導をされるよう求めて請願いたします。

2、請願の理由

私達行政書士は、行政書士法により、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成し、提出する手続について代理し、書類の作成について相談に応ずることを業務としております。行政書士は県民と行政の架け橋として、行政機関の窓口において、複雑多様化する行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、県民の良きアドバイザーとして県内各地で無料相談

を行うなど、行政事務の円滑な推進と県民の利便性の向上に努めております。

行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができぬものとされ、(他の法律に別段の定めのある場合を除く。)これに違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがされており、長野県行政書士会では、行政書士制度広報月間など年間を通して違反防止に努めているところではありますが、未だ、県内における非行政書士の活動の懸念は拭いきれません。

個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会にあって、無資格者による手続はそれらの漏えいが危惧され、受理した役所の責任や、書類に関する信頼も損なわれ、県民にもご迷惑をかける恐れがあります。

一方、行政書士には法律により守秘義務が課され、誠実にその業務を行うとともに、信用又は品位を害するような行為はしてはならないとされており、それらに違反した場合は厳しい処分が定められております。

また、平成14年の法律改正により、行政書士に代理権が付与されております。具体的には、「書類を代理人として作成すること」「手続き(補正・受領を含む)について代理すること」がその業務として含まれております。(法第1条の3)

そして、行政書士は申請書等(誓約書等の書類を除く)の書類に代理人行政書士の氏名を記載し職印を押印することが出来ます。申請書の申請者欄は記載するが、申請者印は省略することが出来ます。行政書士証票の携帯等、会員は依頼者に対する責務を常に自覚し業務遂行にあたっております。

ついでには、国民の利便と行政手続の円滑な実施に寄与するとして定められた行政書士制度の社会性と公共性に照らして、法の適正な運用により行政に関する手続と窓口業務が適正に行われ、非行政書士による不当な書類作成と提出行為がなされないよう、また県民の権利・利益が損なわれないことのないよう関係機関に対する指導及び行政書士法の趣旨の周知徹底を図る必要があると思われ、ますので、請願するものであります。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

【特集】長野県行政書士紛争解決センター(第2回)

地方における ADR の可能性と課題

ADR センター長 和田英幸

長野県行政書士紛争解決センター（ADR センター）が平成 31 年 2 月 1 日に法務大臣の認証を受けて活動を開始してから 1 年となります。

長野県における相談件数の増加と利用者の使いやすいセンターにするために今後の可能性と課題・対策について考えてみました。

1 これからの ADR とその課題

(1) ADR の国民への普及と PR

裁判によらない紛争解決手段としての「ADR」の認識が国民の中に浸透していない。ポスター掲示やパンフレットの配布その他様々な媒体を使って「ADR」の PR をすることと消費者センターや地方自治体など関係機関との連携が必要である。

(2) IT・スマホの活用による相談受付体制

電話による相談だけでは、相談者の置かれた環境に偏りと限界がありセンターを利用しにくいと考えられる。若年層や勤労者層の利用を増やすためには、IT やスマホを利用したダイレクトな相談体制や受付体制を研究する必要がある。

また、平日 10 時から 16 時までの電話による問い合わせ、水曜日のみの受付相談日の設定は、センター側の都合による時間設定になってはいないか。利用者の立場に立った相談時間や受付相談の方法を考える必要がある。

(3) 県内地域を拠点とした調停の実施と経費

長野県は南北に広く地域が山で分断されていることにより、長野市の会館での一カ所を相談拠点として機関を運営することは、利用者にとって不便を感じることになり結果的に相談に至らないことが考えられる。

また、調停についても、本拠である長野県行政書士会館（長野市）以外での開催については可能であるが調停人の交通費などの経費は当事者負担となることから利用しにくいことが考えられるので、申請手数料、期日手数料の金額と合わせて減額又は無料にできるか研究する必要がある。

今後は、長野市、上田市、佐久市、松本市、諏訪市、伊那市、飯田市の 7 市の支部に受付相談の拠点を設けて、利用者の利便性を考える。また、調停については、拠点を中心に実施することにより調停人の交通費などの経費はセンター負担とすることも検討し利用者の負担軽減を考える。

(4) 紛争分野の研究

行政書士無料相談会で受けている相談の約70%が相続、遺産分割協議書作成分野であることから、行政書士の得意としている紛争分野に加えていく研究は必要であるが、日行連と日弁連との協議は閉塞感が漂い、厳しい状況であることがささやかれている。長野会としては県弁護士会との協議が前提になることから、引き続き、粘り強く交渉していくつもりである。

2 ADRの社会的役割と広報の必要性

ADR法第1条にも規定されているように、「ADRが第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続」として、「国民の権利利益の適切な実現に資する」ことを目的としています。

したがって、認証基準にも、「業務を行うに当たり必要な知識能力、経理的能力」が必要とされています。

長野県行政書士会はこうした認証基準に合致していることから、センター業務を開始することで広く国民の権利利益の適切な実現や相談や紛争解決に資することができます。このことにより行政書士が社会的地位の向上や認知されることにより行政書士の本来業務への相乗効果が図られることを期待いたします。

しかし、開所から1年を過ぎようとしています。「長野県行政書士紛争解決センター」の存在が県民の皆様には周知されているのかが問題です。

今後は、手続実施者の養成と共にADRセンターの広報活動にも力を入れていきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

外国人の就労・就学 に関するトラブル

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？



松本の職場に雇われたのに、いきなり
飯田に転勤を命じられてしまった。
とても困っているけどどうすればいい？

学校で子どもが宗教のことでいじめ
られている。誰に相談すればいい？

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・
事業所の方）、学校内のいざごころについて
のトラブル（生徒の方・学校の方） など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは
事業所にごらんください

敷金 に関するトラブル

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？



退去時に敷金が戻ると思っていた
のに大家さんが返してくれない。
あきらめるしかないの？

「汚れがひどい」とクリーニング
代を請求された。払わないとい
けないの？

敷金返還・原状回復に関するトラ
ブル、賃借借契約の終了に伴う清算に
関するトラブル、原状回復費用に関
するトラブル など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは
事業所にごらんください

ペット に関するトラブル

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？



リードを付けていない近所の犬に突然
噛みつかれた。治療費や慰謝料は？

ペットショップでワンちゃんを買ったけ
れど先天性の病気があり死んでしまった。
納得できないんだけど。

ペット飼養不可のマンションなのに隣の
住人が犬を飼っている。どうにかできな
いかな。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害
側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、
のら猫のトラブル、売買のトラブル など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは
事業所にごらんください

自転車事故 に関するトラブル

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？



歩道を歩いていたら自転車とぶつかって
しまいケガをした。どうすればいい？

自転車に乗っているときに店の看板に
ぶつかって壊してしまった。多額の賠償金
を請求されているけど話し合えないかな。

自転車同士で事故を
起こしてしまった。
治療費や慰謝料につ
いて相手方としっかり
話し合いたい。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者
の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします



- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADRについて詳しくは
事業所にごらんください

裁判 その前に

話し合いによる トラブル解決

お気軽にご相談ください!

外国人

外国人の職場や学校での問題について、法律や在留のことに詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをしたい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざこざについてのトラブル（生徒の方・学校の方）など



敷金

賃貸アパートから退去する時、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う清算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など



こんな
トラブル・お悩みを抱えていませんか？

ペット

リードを付けていない近所の犬に突然咬みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってほしい話し合いをしたい。

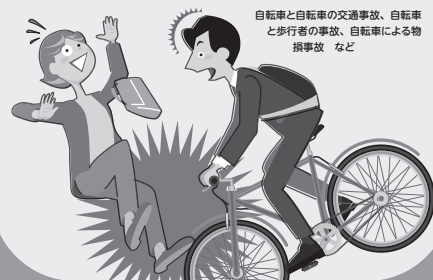
咬みつき、引っかき事件（被害を与えた、加害者となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など



自転車

歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など



裁判外紛争解決手続

ADRが解決をお手伝いします。

行政書士
紛争解決センターの
特徴

- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- プライバシーが守られます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

まずは、
ご相談ください。

長野県行政書士紛争解決センター

TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305
https://www.nagano-gyosei.or.jp/



〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館



長野県行政書士会
法律人認定 裁判外紛争解決機関 第161号

お問い合わせ
受け付け
平日10:00～16:00
具体的なご相談
水曜日10:00～16:00
(要予約)



関東地方協議会連絡会

副会長 赤羽 康志

昨年12月5日、6日の二日間の日程で、令和元年度日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会が湯本富士屋ホテルを会場に開催されました。

長野会からは正副会長と分科会に参加する赤羽公彦農林建設部長、大槻四郎運輸交通部長、柳澤誠法務部長が出席しました。

開会式では曾我ひとみさんからのビデオメッセージが流されました。北朝鮮による日本人拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権問題で、一刻も早い解決が望まれています。

その後、常住豊日行連会長の「権利擁護活動と行政書士」をテーマにした講演会が開かれ、東京都行政書士会の取り組み、改正行政書士法との関係、配慮すべき人権等を熱く語っていただきました。行政書士がどのような権利の擁護をするのかについては、福祉の分野も含め今後の方向性に関するお話もいただきました。分科会では、会長会、国際業務連絡会、建設業務連絡会、環境業務連絡会、運輸業務連絡会、風俗営業業務連絡会が開かれ、当会の参加者もそれぞれの分科会に出席しました。

分科会終了後に懇親会が催されました。山口昇士箱根町町長の台風19号による災害からの復興のお話は、私たち長野県にも大変参考になる内容でした。

二日目の全体会議では各分科会代表者から報告があり、その後日行連と関地協との連絡会、意見交換会が開催されました。常住会長より令和元年度事業執行状況、トップメッセージとして「行政書士の新時代を作るために」「地域との共生、役所との共生、他士業者との共生」についてのお話をいただきました。日行連への意見・要望、質疑応答・意見交換が行われた後、次年度当番会である千葉会の中村利雄会長の閉会のことばで全日程を終えました。



事 業 報 告

ブラッシュアップ研修会

研修部員 古谷 豊

10月24日（木）・25日（金）の両日、長野県行政書士会館にてブラッシュアップ研修会が行われ、若手からベテランまで県内各地から20名の先生にご参加いただきました。1日目は農林建設部からは農地法について、運輸交通部からは丁種封印・OSS申請について、国際部は在留資格申請について、それぞれ講義が行われました。また、「未来の行政書士について考える」というテーマで、「我が行政書士人生に悔いなし」といえるような職業人生を送るためにどのような目標を持って職務に取り組んでいくのか、活発な意見交換が行われました。様々な年代、行政書士歴、経営形態の異なる参加者により、それぞれの経験が語られ、これからの職域の展開に大いに参考になりました。1日目終了後の懇親会では、研修会とは違ったフランクな雰囲気での情報共有が行われていました。2日目はパネルディスカッション「副会長が語るこれからの行政書士」、コンプライアンス研修、環境生安部による積替保管を含む産廃収集運搬許可、法務部による遺言、相続手続きについての研修が行われました。参加者からは、業務知識だけでなく、事務所経営や自身のキャリアについて考えるきっかけになったとの感想を頂きました。ところで、皆様はブラッシュアップ研修会には参加されたことはありませんでしょうか。多くの先生はまだ参加されたことはないかと思います。それもそのはず、ブラッシュアップ研修会は昨年からは開催されているからです。きっかけは新規研修会に参加された先生からいただいた「数年後にもこういった研修があったら良い」との感想からです。行政書士業務は範囲が広く、法改正も頻繁に行われることから、業務知識の研鑽が欠かせません。しかしながら、それらは疎かにされがちです。また、行ったことのない業務分野の話聞くことで、新たな取り扱い業務に繋がることもあります。2日間に渡る研修会参加は日程調整等大変だと思いますが、経験豊かな講師から実務経験に基づく講義や最新の情報提供が行われる、ブラッシュアップ研修会に来年も多くの先生方にご参加いただければと思います。



法務部・研修部・松本支部合同研修会

家族信託研修会報告

法務部員 山田 訓之

去る、令和元年11月13日（水）に松本市駅前会館で本会法務部、研修部、松本支部の共催により、家族信託の研修会が開催されました。講師に本会法務部員の木村和彦先生（諏訪支部）をお迎えし、第1部にて家族信託の基本について、第2部では家族信託の実務についてということで例題からのスキームの組み立て方を学びました。

当日は53名の会員（他支部25名）が集まり、家族信託に対する関心の高さが伺うことができ、実務的なことに関しても遺言・相続・後見といった終活業務に新たなツールとして家族信託を加えることで、専門家として顧客のニーズに幅広い選択肢で対応できるようになります。

また、家族信託についての営業方法を木村先生の実例を交えてご説明いただき、司法書士との競合に優位に立てるようにご指導いただきました。

今回参加できなかった先生方もおられることとと思われますので、引き続き法務部、研修部にて家族信託の研修を検討して参りますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。



東京会、埼玉会の認証 ADR センター調査報告

ADR 副センター長 深澤和歌子

令和元年 11 月 12 日、13 日の 2 日間にわたり東京会、埼玉会の ADR センター運営について和田英幸センター長、二瓶裕史運営委員とともに ADR センターの申立て件数アップを目的に広報活動の実態について調査、情報交換を行いました。

	埼玉会	東京会、長野会	山口会
取り扱 い分 野	離婚（財産分与、慰謝料）	外国人の就学・就労	
	相続（遺産分割協議）	ペットのトラブル	ペットのトラブル
	自転車事故	自転車事故	
	居住用賃貸借建物の敷金返還	居住用賃貸借建物の敷金返還	居住用賃貸借建物の敷金返還

11 月 12 日：行政書士 ADR センター埼玉（以下、「ADR 埼玉」）を訪問

埼玉会の関口隆夫会長（日行連 ADR 推進本部長）、前田新太郎センター長、内谷克章センター次長の 3 先生に対応していただきました。ADR 埼玉は個人弁護士と提携して、日行連と日弁連の協定外の分野を扱い、敷金以外の 3 分野は行政書士と弁護士による共同調停を実施。調停は自主交渉援助型にこだわらず内容によって評価型でも対応しています。県弁護士会との関係も良好とのこと。ただし、弁護士が調停期日に出席するので ADR 埼玉の弁護士費用負担は長野会よりも高額になります。

今年度、問合せは離婚・遺産分割分野が増加し（離婚 5 件、遺産分割 5 件）、遺産分割のうち 2 件が調停に進み、調停成立 1 件、継続中 1 件。ほかの問合せは自転車 3 件、敷金 3 件、その他が 23 件。

自転車事故は交通安全協会からの紹介もありますが、全分野を通じてホームページを見たという電話が一番多いそうです。

広報は、新聞広告はほとんど効果がないのでホームページとポスター・チラシに重点をおき、こまめに行政や消費生活センターなどの挨拶回りを実施。県行政書士会のポスターに観光名所を取り入れたり、ADR 埼玉のポスターに斬新なデザインを採用したりと、チラシも含めて人目をひき、何の相談窓口か一目でわかる工夫が感じられました。

また、法務省に届出をして、隣接する都県で ADR 調停ができるよう活動の広域化も進めています。ADR 埼玉の今後の課題は「分野の拡大」と「申立て費用などの料金の値上げ」だそうです。



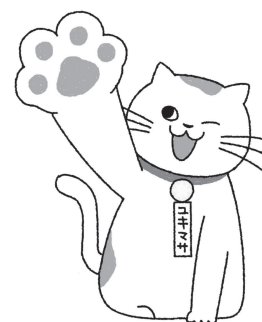
日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

11月13日：行政書士ADRセンター東京（以下「ADR東京」）を訪問

光永謙太郎センター長、渡邊健次センター次長、山本恵美子運営委員の3先生に対応していただき、調停室や控室、センター事務室も拝見しました。問合せはペットトラブルが最多で、外国人関係は0件。外国人の問合せがない理由として、①ビザの関係で問題が表面化しにくい、②コミュニティがあって相談先がある、③行政の相談窓口や通訳などの相談環境が整ってきたこと等を挙げられました。ADR埼玉と同様に、問合せは今でもADR分野と関係のない電話が圧倒的に多いそうです。

広報活動を兼ねて、春と秋の交通安全週間と秋の動物愛護週間に、都庁の相談窓口相談員を派遣。おかげで東京都庁内の獣医課や区の窓口、保健所、警察署からの紹介ルートが確立したとのこと。また、初めて渋谷駅の構内広場でペットに特化した無料相談会（秋に1ヶ月余、開催）を開いたところ、相談が12件。来たる3月には「ペットトラブルシンポジウム」（後援：法務省、東京都、目黒区）を開催の予定です。シンポジウム開催にこぎつけたのは、過去7回（年に1回）地域ネコに関する相談会を開いた実績があったから。やはり費用のかかる新聞広告はせず、話題を作り「無料で記事にしてもらおう」作戦です。

総括すると「力を入れるべきは研修ではなく広報。案件が来れば自然と勉強気運も盛り上がります」。分野別チラシの制作例も参考になりました。ADR東京の目下の課題は弁護士会との協定関係だそうです。



日本行政書士会連合会 広報キャラクター エキマワル

山口会の杉山久美子会長（日政連副会長・日行連前ADR推進本部長）からは、最近、ペットの案件で調停実施にこぎつけるかと思いきや、予想外の経過（当事者が火災に遭われた）で実施に至らなかったお話や、「待っていないでセンターから出て相手の内に入るとよい。たとえば市や国際交流協会に入って行って外国人に関する委嘱を受ける等」のご教示をいただきました。また、ADR技法を生かした法教育を小学校5、6年生の授業で実施したところ、たいへん好評で教員から「（こんなに良い内容なら）もっと低学年のうちにやってもらえば良かった」とコメントされた由。身近なテーマについて行政書士が間に入って進めるうちに、児童が自主的に話し始めるという展開で、「相手の話をよく聴きお互いの良さを探すADR手法の進め方」が学級の話し合いでも有効だと、児童にも先生方にも理解されたそうです。

ちなみにこの授業が実現したきっかけは、杉山先生が賀詞交歓会で来賓の市長に打診して快諾された事とのことでした。



まとめ

東京会、埼玉会の ADR センターも何年も件数が伸びず試行錯誤して、案件が来るようになったそうです。現在は、埼玉も東京も分野ごとに特化した広報（分野別のチラシ・ポスター製作、配布先は敷金なら大学やその周辺の大家、ペットは保健所や獣医師会、自転車なら警察署・交通安全協会や高校、外国人は国際協力協会など）を行ない、ホームページを充実させ、新聞広告よりも行政相談への協力やセンター独自の相談会とマスコミ対応を重視しています。とにかく ADR センターを知ってもらうために、あらゆるつてを利用して、できることをできる地域から始めることが必要だと痛感しました。同時に、調停合意の書類作成に関しては、さらに検討が必要だと思いました。

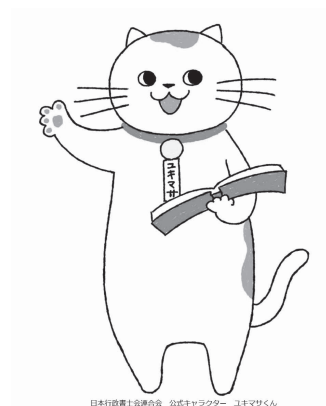
ADR 研修（手続実施者養成および上級者研修）は、認証要件の関係で研修回数が多く、受講者もセンター委員も負担が大きいのですが、具体例をお聞きして研修だけでなく広報にも力を入れていこうと確認し、実りの多い調査となりました。

今回、ご多忙にもかかわらず快くご協力いただいた ADR 埼玉と ADR 東京の先生方に心から感謝申し上げます。

13日に日行連虎ノ門事務所を表敬し常住豊日行連会長（東京会会長）と井口由美子日政連会長（熊本会会長）にご挨拶し、お会いした杉山久美子・日政連副会長から ADR 事例について貴重なお話を伺うことができましたことを併せてお礼申し上げます。また、お会いしたすべての先生方から台風 19 号の被災についてお見舞いの言葉をいただいたことを申し添えます。



最後にお知らせですが、令和 2 年 1 月 31 日（金）10 時～16 時の ADR 研修会は、講師に ADR 東京の光永謙太郎センター長をお招きして本会会館で行います。



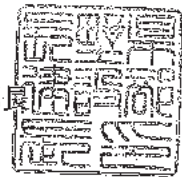
業 務 資 料



元建政第 164 号
令和元年（2019 年）10 月 31 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設業法等の
特例措置等について（通知）

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から令和元年 10 月 18 日付けで別添のとおり通知（国土建第 296、299 及び 303 号）がありました。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）で規定されている許可等に関して特例措置等が実施されますので、ご承知おきください。

長野県建設部建設政策課建設業係
（課長）松澤 繁明 （担当）上條 祐輝
電 話 026-235-7293（直通）
ファクシミリ 026-235-7482
電子メール kensetsu@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う建設業法等の特例措置等について

1 概要
 令和元年10月10日に発生した令和元年台風19号による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。)に基づき、同年10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び同日付け国土交通省告示第720号に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づき期限内に履行されなかつた義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

これらの措置等によって、建設業法(昭和24年法律第100号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)で規定されている許可等に関して以下の措置が実施されます。

2 許可等の有効期間の延長

権利利益保全法第3条の規定に基づき、有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に満了(令和元年10月9日までに更新を挙げた場合を除きます。)する以下の特定権利利益については、その有効期間の満了日が一律に令和2年3月31日に延長されます。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建設業の許可※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	令和2年 3月31日
建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格証の交付	特定被災地域内に住所を有する者※2	
建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査※3	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業の登録※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	

※1 令和元年10月9日以前に、更新の申請がなされ、かつ更新の通知がされている場合を除きます。

なお、対象者が許可等の有効期間の延長を希望しない場合は、特例措置により延長された満了日ではなく、本来の満了日を基準として許可等の更新手続きを行うこともできます。

許可等の有効期間の延長の意向確認については、管轄する建設事務所への更新申請書類の提出の際に口頭にて確認します。(対象者が延長を希望した場合は、許可等の始期が令和2年4月1日になります。)

また、対象者のうち、既に許可等の通知がされている者についても、令和元年11月29日までに、申立書及び交付済みの許可等通知を管轄する建設事務所へ提出することにより、有効期間を延長することができます。(後日、有効期間が延長された新しい許可等通知を发出)

※2 特定被災地域とは、令和元年台風第19号に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域をいいます。

なお、長野県では最終項に記載の43市町村が該当します。

※3 直近の経営事項審査が平成30年3月10日から平成30年8月30日を審査基準日とするものに限ります。

3 期限内に履行されなかつた義務の免責

権利利益保全法第4条の規定に基づき、法令に規定する履行期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日に到来する以下の義務(変更の届出義務等)が履行できなかつた場合であっても、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

- ・ 建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出
- ・ 建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者の監理技術者講習の受講
- ・ 浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出

4 その他

(1) 申請書類に関する特例

以下の申請をするに当たって、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情により関係法令に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに提出する旨の誓約書、令和元年台風第19号により書類の一部が消滅した旨の類末書等を添付することで、申請を受け付けます。

この場合、許可等の審査に必要な書類を適宜求めること等を通じて当該申請が適当であると認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日まで提出すること等を条件として付した上で、当該申請に対する許可等を行います。

- ・建設業法第5条の規定に基づく許可の申請（同法第17条で準用する場合を含む。）
- ・浄化槽法第22条の規定に基づく登録の申請
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第22条の規定に基づく登録の申請

(2) 届出を行うべき書類に関する特例

以下の届出をするに当たって、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情により関係法令に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに提出する旨の誓約書、令和元年台風第19号により書類の一部が消滅した旨の類末書等を添付することで、届出を受け付けます。

- ・建設業法第11条各項の規定に基づく届出（変更届）
- ・浄化槽法第25条第1項の規定に基づく届出（変更届）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第1項の規定に基づく届出（変更届）

(3) 営業所の社屋が存在しなくなった場合についての特例

令和元年台風第19号による営業所の倒壊等により、営業所の社屋が存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する（営業所を再建する）意思がある場合には、令和2年3月31日までの間は、当該営業所は存続しているものとみなします。

(4) 監理技術者等の途中交代についての特例

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえたとで、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監

理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされています。

しかしながら、令和元年台風第19号により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も、真にやむを得ない場合に含むものとします。

(5) 監理技術者等に求められる恒常的な雇用関係についての特例

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされています。

しかしながら、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であった、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えありません。

【問い合わせ先】

長野県建設部建設政策課建設業係

TEL(026)235-7293

【災害救助法適用地域(長野県)】

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、菅田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

日行連発第829号
令和元年10月31日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
大規模災害対策本部
本部長 常 住 豊

日本行政書士会連合会 御中

事 務 連 絡
令和元年10月30日

総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）

「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について

平素より、本会の事業執行にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号の被災自治体及び被災者への支援活動については、当月23日付け日行連発第756号又は第757号文書にてお願いをしているところですが、昨日、総務省行政管理局（行政通則法担当）より本会に宛て、添付の依頼がありました。台風第19号による災害が特定非常災害に指定されたことにより、一部許認可等の有効期間が延長されるとともに、法令上の義務の免責が設定される等の措置が講じられることについての情報提供と周知依頼となっております。

つきましては、貴会において会員の皆様が被災者の方々からの相談に応じられる際の参考として、ご利用ください。

なお、本文書の趣旨内容は、本会ホームページにも掲載いたします。
何卒よろしくお願いたします。

【添付】

総務省行政管理局発 日本行政書士会連合会宛 令和元年10月30日付け・事務連絡
『「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等」の周知について（依頼）』

【総務省ホームページより】

- 令和元年台風第19号による災害「特定非常災害」指定について（各種の許認可等（運転免許等）の有効期間の延長などが行われます。）
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000361.html
- 「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行について
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000095.html

「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等の周知について（依頼）

平素から当局の業務について御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が、令和元年10月18日（金）に閣議決定・公布・施行されました。

この指定により、運転免許のような許認可等について、各府省庁が個別に告示で指定することで、有効期間が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されるとともに、事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が令和2年1月31日（金）に設定される等の措置が講じられます。

本政令に基づく行政上の権利利益の延長措置等の具体的内容については、総務省ホームページ（※）においてリーフレット「被災者のみなさまへ」（別添）を掲載し、具体的にどのような措置が講じられるのかについての情報提供を行っておりますところ、

※ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000095.html

- ① 本件の貴会ホームページの「災害対策関連情報」での周知、
 - ② 行政書士会の会員の皆様が被災者の方々から御相談に応じられる際の必要に応じてのリーフレットの周知・活用
- について、特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

総務省行政管理局行政手続室
担当：大塚、新家、鏡
電話：03-5253-5349

以 上

被災者のみなさまへ

令和元年10月18日
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

- ★**運転免許のような許認可等の有効期間（有効期間）が延長されます**
- ★**各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）**
- ★**法人に係る破産手続開始の決定が留保されます**
- ★**相続放棄等の熟慮期間が延長されます**
- ★**民事調停の申立手数料が免除されます**

※ 令和元年台風第19号による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、**特定非常災害特別措置法**に基づき、これらの措置が講じられます。

- ① **運転免許のような許認可等について、有効期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。**

◎ 令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。

◎ 対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、

総務省特設ページ（http://www.soumu.go.jp/r01_taifudai19gokanrenjoho/hisai.html）

などで、随時更新し、お知らせしていきます。

◎ なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。



総務省
特設ページ

- ② **事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）**

法令に基づく届出などの義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが**特定非常災害**によるものであることが認められた場合には、**令和2年1月31日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。**

※ 詳細については、法令に基づく届出等の特設窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合は、債権者もすることができません。

しかし、台風第19号の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1) 法人が清算中である場合 または (2) 法人が支払不能である場合

を除き、**令和3年10月9日（土）までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。**

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（令和元年10月10日以後に満了するもの）が**令和2年5月29日（金）まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

台風第19号に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、令和元年10月10日（木）から**令和2年9月30日（金）まで**に、台風第19号による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎ 詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。
（関連リンク）

◎ 裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

被災者専用フリーダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

一般財団法人 建設業情報管理センター

令和元年台風19号により、甚大な被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。救済や復旧などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。

一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当財団では、この度、被害を受けられたお客様に、上記の通り経営状況分析手数料を無料といたします。

この度の私どもの支援策が、被災されたお客様にとって少しでもお役に立てれば幸いです。

記

1. 対象者

当財団に対し経営状況分析申請を行う建設企業様の内、令和元年(2019年)台風19号により、主たる営業所社屋に損壊等の被害を受けられた建設企業様。

2. 支援内容

- ①. 令和2年10月1日までの間の経営状況分析申請を対象に、経営状況分析手数料を無料といたします。
- ②. 経営状況分析結果通知書を破損・紛失された建設企業様は、無料で再発行いたします。
- ③. 既に経営状況分析手数料をお支払いの場合でも、令和元年10月12日以後の日付で経営状況分析結果通知書を受領された建設企業様には経営状況分析手数料を返金いたします。

3. 必要書類

建設企業様の主たる営業所社屋の被害の程度が記載された、「罹災(りさい)証明書」もしくは「被災証明書」を申請書類に添付ください。

なお、経営状況分析申請等でお困りな事がございましたら、ご遠慮なく支部・事務局へご相談ください。

●支部・事務局のお問い合わせ先

< 京日本支部 >	
北海道・東北	03-3544-6903
関東	03-3544-6901
中部・北陸	03-3544-6902
北海道事務局	011-222-2688
< 西日本支部 >	
近畿	06-6767-2801
中国・四国	06-6767-2802
九州・沖縄	06-6767-2803
九州事務局	092-483-2841

台風15号・19号により被害を受けられた皆様へのお見舞いと 弊社の対応についてのお知らせ

ワイズ公共データシステム株式会社

このたびの台風15号・19号により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く復旧されますことを心からお祈り申し上げます。

ワイズ公共データシステムでは、地域を守り・支える建設業の皆様を支援させていただきたくため、被災されたお客様向けに災害対応策を実施させていただきます。

被災された建設関連企業様に対する支援措置としまして、経営状況分析申請手数料の減免を、以下の要領により実施させていただきますこととなりましたのでお知らせいたします。

1. 対象者

ワイズ公共データシステム(株)に対し、経営状況分析申請を行う申請者様のうち、令和元年9月発生
の台風15号、10月発生
の台風19号より主たる営業所(本社)社屋に損壊等の被害を受けた申請者様。

2. 支援内容

・経営状況分析手数料の減免措置

経営状況分析申請手数料：無料

・その他

経営状況分析結果の紛失・破損・汚れ等による交換料金の無料化

災害による資料の紛失・破損・汚れ等による申請書類不足等のご相談

その他(ご相談ください)

詳細は弊社ホームページをご覧ください。 <http://www.wise-pds.jp/>

3. 対象期間

令和2年10月15日(木) 経営状況分析申請受付分まで

4. 必要書類

申請者様の主たる営業所(本社)社屋の被害程度が記載された「り災証明書」又は「被災証明書」の写しを申請書類と併せてご郵送ください。電子申請の場合はFAX又は画像データによりご送信ください。

5. 本件に関するお問い合わせ先・経営状況分析申請資料のご請求先

ワイズ公共データシステム株式会社

〒380-0815 長野県長野市田町2120-1 TEL: 026-282-1145



元建政第 175 号
令和元年（2019 年）11 月 12 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める
登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについては、平成 30 年 7 月 24 日付け 30
建政第 111 号で通知したところですが、令和元年 10 月 30 日付けで標記告示が
改正され、修了者が主任技術者等の対象となる登録基幹技能者講習が 2 種目追
加された旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知が
ありました。

については、登録基幹技能者の主任技術者要件の確認について、的確に運用さ
れるよう御配意願います。

建設政策課建設業係

松澤 繁明（課長） 上條 祐輝（担当）

電 話 026-235-7293

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設政策課技術管理室

青木 謙通（室長） 松林 純（担当）

電 話 026-235-7312

F A X 026-235-7482

E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp



国土建第317号
令和元年10月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管局長 殿

国土交通省土質・建設産業局建設業課長 殿

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基礎技能者を定める件（告示）の改正について（通知）

今般、登録土木基礎技能者講習及び登録ALC基礎技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号への規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基礎技能者講習を定める件（平成二十年国土交通省告示第百四十三号）の改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たってご配慮のないう措置願います。

記

1. 今回の改正内容について

法第七条第二号イにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第二十六条第一項）とされており、当該認定の対象として登録基礎技能者講習の修了者が建設業法施行規則第七条の三第三号に規定されているところ、今回その対象となる登録基礎技能者講習として以下の2種目について追加を行った。

建設業	登録基礎技能者講習の種目
とび・土工事業	登録土木基礎技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録ALC基礎技能者

本スケジュールについて
公布の日から施行する。

（参考）

・登録土木基礎技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた土工（上砂等の掘削、盛り上げ、掘削め等を行う工事その作業的ないは準備的工事等）に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した職階が業満する登録土木基礎技能者講習の修了者

・登録ALC基礎技能者

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れたALCパネル（石灰質原料及び軽い陶質原料を主原料とし、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート素材）工事に携わる技能者で、国土交通大臣が登録した職階が業満する登録ALC基礎技能者講習の修了者

以上



令和六年12月3日

長野県行政課士会長 殿



長野地方法務局前席登記官
(不動産登記課長)

法定相続情報証明制度及び登記事項証明書のオンライン請求の利便性について
(お頷い)

平素は、当県の法務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、法務省におきましては、相続登記の更なる促進を目的として「法定相続情報証明制度」を創設し、平成29年5月29日から運用を開始しており、平成30年3月に取扱いの一端変更を行い、法定相続情報一覧図に捺印する被相続人と法定相続人の続柄を戸籍に記載される続柄に変更するなど、同様の利用範囲の拡大を図っております。
つきましては、貴会会員の皆様には「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書」を積極的に御活用いただきたく、御協力のほどお願い申し上げます。

また、登記事項証明書の取得につきましても、請求書を登記所窓口にて提出又は郵送するほか、自営や会社のパソコンのWebブラウザから、インターネットを利用し請求する『かんたん証明書請求』を利用する方法がおります。

この『かんたん証明書請求』を利用いただくと、登記事項証明書1冊当たりの手数料が、郵便受取の場合は500円、窓口受取の場合は480円となり、登記所窓口や郵送を利用した場合の600円よりも「手数料を安くすることができ、貴会会員の皆様には大変有益なものとなるものと考えます。

なお、手数料につきましては、インターネットバンキングで電子納付すること及び、請求書がWeb上で完結することが可能です。また、Pay easyに対応したATMで手数料を納付することも可能です。

つきましては、貴会会員の皆様が登記事項証明書等を請求される際には、『かんたん証明書請求』をご利用いただきたくお願い申し上げます。

おつて、貴会広報誌やホームページ等に別添リーフレットを掲載いただき、貴会会員の『法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書』及び『かんたん証明書請求』の利便促進にご助力いただきたく、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

保存版

暮らしに役立つ情報

利用者急増中



相続証明制度

をご存知ですか？

相続手続きが発生したら「相続証明制度」をぜひご利用ください

法定相続情報一覧図の写しを交付します

見

必要な
手数料を無料
で交付！

戸籍書類一式
法務局へ
申出

預金払戻し
名義変更など
BANK
銀行・ゆうちょ・JA
等の金融機関

相続届の申告
税務署

同時に進められるイメージ

相続登記
法務局

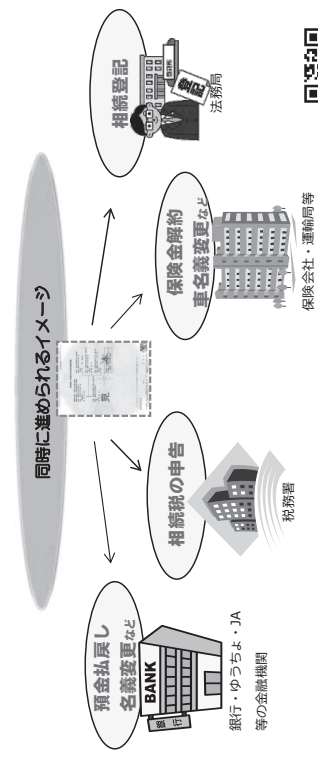
保険金受取
重名義変更など
保険会社・運輸局等

ポイント

- ① 各機関への戸籍書類一式の提出を省略できる。
- ② しかも色々な相続手続きを同時に進められる！
- ③ 大幅な時間短縮にもなるんだ！

※相続手続きが必要な書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご照会ください。
※戸籍謄本等は、市町村窓口で取得する必要があります。

相続証明制度に関する手続きは専門家に依頼することもできます！



相続証明制度の詳細は「法務局ホームページ」をご覧ください。

長野地方法務局

登記事項証明書が必要な方へ



かんたん証明書請求

自宅やオフィスのパソコンから
インターネットを経由して請求できます。

証明書の発行手数料がおトクに!

窓口で請求する場合 の手料金は	600円
オンラインで 請求すると...	500円 (郵送で受取) ※普通郵送料込
	480円 (窓口で受取)

平日の午前8時30分から午後9時まで請求可能です。
午後5時15分以降の受付は、翌営業日受付分として処理されます。

手数料はインターネットバンキング、モバイルバンキング
又はATM (Pay-easy対応) でお支払いください (窓口でのお支払いはできません)。
※証明書の発行は手数料の納付後となります。

詳しくは

登記ねっと 供託ねっと 検索

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

かんたん証明書請求 をご覧ください。

「かんたん証明書請求」申請者情報登録の流れについて

- 1 「登記ねっと 供託ねっと」へアクセスしてください。
<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>
- 2 画面上にある「申請者情報登録」をクリックしてください。
- 3 利用規約をお読みいただき、よろしければ 同意する をクリックしてください。
- 4 Step1 申請者情報新規入力
の各項目に入力し 確認 をクリックしてください。
(※入力された申請者ID・パスワードは大切に保管してください。
次回以降 かんたん証明書請求 からご利用できます。)
- 5 Step2 申請者情報入力内容確認
の入力されている内容を確認し、よろしければ 登録 をクリックしてください。
- 6 Step3 申請者情報登録結果確認
これで登録完了です。続けて証明書請求を行う場合は、
画面上部の 証明書請求 をクリックし、請求メニューへ進んでください。

～オンライン申請システムのご利用時間～
月～金 8:30～21:00 ※国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く
～オンライン申請システムの操作に関するお問合せ～
登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク
TEL: 050-3786-5797 (050ビジネスダイヤル)
TEL: 050-3822-2811又は2812 (障害等により050ビジネスダイヤルを利用できない場合)
お問合せ受付時間: 月～金 8:30～19:00 ※国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く
E-mail: 登記ねっと供託ねっと (<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)
のお問合せメールアドレスからお問い合わせください。
※ 登記申請全般に関するお問合せは、最寄りの登記所にご相談ください。
※ 土地や建物の登記事項証明書等を請求されるときは、地番や家屋番号が必要です。

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長より別添のとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 169 条の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）の一部改正、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）等の一部を改正する政令（令和元年政令第 88 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 14 号）が令和元年 12 月 14 日から施行される旨通知がありました。

改正の主な内容は下記のとおりですが、許可申請等において改正前規則において提出を義務付けていた「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」については、本県においては「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができず、引続き提出を求めるとしますの」かを審査するために必要と認められる書類として、引き続き提出を求めるとしますの」で、貴会員への周知について御配慮願います。

なお、本改正に合わせて、産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引等を改正し、本日付で貴会に通知していることを申し添えます。

記

- 1 従前は、成年被後見人、被保佐人及びこれらの者を役員等とする者は廃棄物処理業者等の許可を受けることができないこととされていたが、改正により、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができず、引続き提出を役員等とする者は許可を受けることができない」とされた。
- 2 廃棄物処理業者等又はその役員等が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至った場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならぬとされた。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係 課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴 電話：026-235-7164 FAX：026-235-7259 E-mail：junkan@pref.nagano.lg.jp
--

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 様

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

廃棄物規制課長
（ 公 印 省 略 ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）以下「整備法」という。）が令和元年 6 月 14 日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が改正されたこととなった。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 88 号）が同年 9 月 6 日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 14 号）が同年 11 月 8 日に公布され、これらの法令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、以下「改正規則」という。）が同日 12 月 14 日から施行される。ついでには、下記の記事に留意の上、この通知に当たり遅滞なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 215 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的助言であることをご留意される。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、成年被後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という）

の人権が尊重され、成年被後見人等を不当に差別することや理当に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ったものである。

整備法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前法」という。）においては、廃棄物処理業許可や廃棄物処理施設設置許可等に係る欠格要件を規定していたところ、整備法等による関係法会の改正において、成年被後見人等であることを理由として一律に欠格と扱うのではなく、適切に業務を行えるかどうかを判断することとするなどの措置を講じたものである。

第二 改正の内容

1 欠格要件の見直し

改正前法においては、成年被後見人等及び成年被後見人等を役員等（改正法第7条第5項第1号）に規定する法定代理人、同号又は規定する役員若しくは使用人若しくは区長が規定する使用人という。以下同じ。）とする者は廃棄物処理業等の許可を受けることができず、改正法及び改正規則により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができず、当該該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされた（改正法第7条第5項第4項及び改正規則第2条の2）。

「廃棄物の処理の業務」とは、廃棄物処理に関連する法令を理解し、廃棄物を適正に処理することを含むと考えられ、例えば、法令にのっとった許可や届出に係る書類の作成及び提出、産業廃棄物管理票の管理及び運用、自治体職員や排出事業者等との意思疎通などがこれに該当すると考えられる。

整備法の趣旨に鑑み、たとえ成年被後見人等であっても、この欠格要件に該当しない場合があり得ることに留意されたい。また、欠格要件が見直されたことに伴い、これまで適切に廃棄物処理の業務を継続してきた者を積極的に排除するものではない。ただし、成年被後見人等ではない者について、資料や報告徴収等の結果からみて欠格要件に該当すると判断することは差し支えない。

2 産業廃棄物に係る許可等の事務における欠格要件の該当性の判断

産業廃棄物の処理の業務に関する許可等の申請における欠格要件の該当性の判断に係る届出書類については、「成年被後見人又は被保佐人には該当しない旨の登記事項証明書」に代えて、「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができず、当該該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」とされた（第8条の38の5第4項第4号等）。

この書類は、上で述べた能力を審査するために必要な書類であって、医師の診

断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等が考えられるが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、又はその能力が著しく不十分であることは、欠格要件該当性を判断する上での一要素に過ぎないため、欠格要件に該当すると判断する場合には、登記事項証明書のみを提出させて判断することは適切でない。

欠格要件該当性は、「精神の機能の障害」を存することが前提となるから、医師の診断書を書類として求める場合には、当該診断書の記載内容のうち、診断名は、「精神の機能の障害」の有無の判断に活用することが考えられる。また、診断書において、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるかどうかなど）及びその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親戚等からの聞き取りの結果など）などの記載があれば、判断に資するものと考えられるから、医師の診断書の提出を求める際は参考にされたい。ただし、医師の診断書において、廃棄物の処理の業務の適切な実施の可能性について直接記載されることは通常期待できないことに留意すること。

なお、この書類は、例えば、「精神の機能の障害」がないことが明らかである場合など、行政庁において欠格要件の判断に当たって吾類を必要としないと認める場合は、求めないこととしても差し支えない。

3 欠格要件に係る届出

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった若、に該当するに至った後、遅滞なく、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならぬ」（改正法第7条の2第5項（第11条の2第3項及び第11条の5第3項）において読み替えて適用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項）において読み替えて適用する場合を含む。）並びに改正規則第2条の8、第5条の5の3の2、第10条の10の3の2、第10条の24の2及び第12条の11の3の2）。具体的には、事故等により過度の知的障害や精神障害を負った場合などが想定される。

なお、産業廃棄物処理業者又はその法定代理人等が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった」場合には、排出事業者にその旨を通知しなければならぬこととされた（改正法第14条第13号及び改正規則第10条の6の2第5号）が、この通知の義務は、その者が改正法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において読み替えて適用する改正法第7条の2第5項又は改正法第15条の2の6において読み替えて適用する改正法第9条第7項の規定による届出をした場合に生じるものとして取り扱われない。

以上

第一種フロン類充填回収業登録申請の手引の改正内容

改正日：令和元年 12 月 14 日

主な改正内容	
○ 第1 第一種フロン類充填回収業者の登録	1 (2)添付書類アにおける法人の場合に提出を求めている商業・法人登記の登記事項証明書について、次の文言を追加。 →「商業・法人登記の登記事項証明書（現行事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）」
○ 第2 登録の可否	(1)欠格要件に該当する場合に示した「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」について、次のとおり改める。 →「 <u>心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 」
○ 「第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第1）」、「第一種フロン類充填回収業者変更届出書（様式第2）」、「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書（様式第3）」及び「第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書（要領様式第6号）」の備考に示した用紙の大きさ（日本工業規格A4）について、次のとおり改める。	→「用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」
○ その他、所要の改正	

元資第 279 号
令和元年（2019 年）12 月 12 日

長野県行政書士会長 様

長野県環境部長

第一種フロン類充填回収業登録申請の手引の改正について（通知）

このことについて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第172条の規定により、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正されたこと及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、令和元年12月14日から施行されること等に伴い、第一種フロン類充填回収業登録申請の手引を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

- 1 主な改正内容
 - (1)欠格要件に該当する場合は記載内容の変更
 - (2)用紙の大きさを示す規格名の変更
 - (3)その他、所要の改正（詳細は、別紙「手引の改正内容」を御参照ください。）
- 2 施行期日
令和元年12月14日
- 3 公開先ホームページアドレス
【第一種フロン類充填回収業登録申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibu/kurashi/shinse/recycling/furon.html>

担当	資源循環推進課廃棄物審査係	仁美
電話	課長：伊東 和徳 担当：小松	
FAX	026-235-7164	
電子メール	026-235-7259	
	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp	

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし） (2)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり） (3)産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処理業許可申請の手引 (4)一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引 (5)再生利用業指定申請の手引 (6)廃棄物再生事業者登録の手引 (7)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る手特例認定申請の手引	<p>○ (1)の「(表2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」の欄外※5 (2)の「(表3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類」の欄外※5 (3)の「添付書類等」の欄外※1 (4)の「添付書類等」の欄外※1 (5)の「(表3) 再生利用業指定申請書添付書類」の欄外※4 (7)の「添付書類等 表2 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書関係」の欄外※1に次の文言を追加する。 → 後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書の提出がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。</p> <p>○ (1)(2)(3)の「申請・届出にあたっての留意点」の「8 特定欠格要件該当の届出について」 (4)の「申請・届出にあたっての留意点」の「7 特定欠格要件該当の届出について」に、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令（再生利用業の場合は条例施行規則）で定めるもの」に該当した場合についての届出手続についての記載を追加。</p> <p>○ (1)(2)の「(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式25)【施行細則様式第18号の2】 (3)の「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書」(様式38)【施行細則様式第9号の3】 (3)の「(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」(様式39)【施行細則様式第18号の2】 (4)の「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者に係る欠格要件該当届出書」(様式30)【施行細則様式第9号の3】 (5)の「再生利用業者に係る欠格要件該当届出書」(様式25)【要領様式第83号】を、「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令（再生利用業の場合は条例施行規則）で定めるもの」に該当した場合にも対応できるよう変更。</p> <p>○ (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の「(別紙1) 欠格要件について」の記載を廃棄物処理法の改正に合わせて以下のとおり改める。 ①「1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」を「1 心身の故障によりその業務を</p>

元寛第280号
 令和元年（2019年）12月12日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様
 長野県行政書士会会長 様
 長野県環境部長

産業廃棄物処理業等の許可申請に係る手引の改定について（通知）

このことについて、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）の施行に伴い、標記手引を下記のとおり一部改定したので、お知らせします。

記

1 改定した手引

- (1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
- (2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
- (3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引
- (5) 再生利用業指定申請の手引
- (6) 廃棄物再生事業者登録の手引
- (7) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引

2 主な改定内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び改正省令により、欠格要件に係る同法第7条第5項第4号に新たな規定が設けられたことにより、条ずれ箇所等の整理

(2) その他、所要の改定

※詳細は、別紙を御参照下さい。

3 公開先ホームページアドレス

- 【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/shisetumashi/index.html>
- 【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/shisetuuri.html>
- 【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/sambaishori.html>
- 【一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/recycling/haiki/tebiki.html>
- 【再生利用業指定申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/recycling/haikibusu/tebiki/index.html>
- 【廃棄物再生事業者登録の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/recycling/haikibusu/tebiki/documents/saiseijigyousu.html>
- 【二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/20180327.html>

担当 資源循環推進課廃棄物審査係
 課長：伊東 和徳
 担当：河内 良平 小松 仁美
 電話 026-235-7164
 F A X 026-235-7259
 電子メール haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

改定した手引	主な改定内容
	<p>適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める。</p> <p>② 「2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」を新たに追加する</p> <p>③ 上記2の新たな規定による条ずれ箇所の整理により、2以降の番号を改める。</p> <p>○ (1)(2)(3)(4)(5)(7)「(別紙2) 後見等登記事項証明書について」の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。」</p> <p>(新)「後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。」</p> <p>○(4)「一般廃棄物処理施設設置許可申請書」(様式11)【施行細則様式第1号】 「一般廃棄物処理施設変更許可申請書」(様式12)【施行細則様式第6号】 「一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書」(様式18)【施行細則様式第16号】 「相続届出書」(様式21)【施行細則様式第18号】</p> <p>中の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「法第7条第5項第4号のチに規定する未成年者」</p> <p>(新)「法第7条第5項第4号のりに規定する未成年者」</p> <p>○ (4)「誓約書」(様式29)【要領様式第18号】の記載を以下のとおり改める。</p> <p>(旧)「申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。」</p> <p>(新)「申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号イからルに該当しない者であることを誓約します。」</p> <p>○ (6)の「3 再生事業者登録の申請手続」の(4)再生事業者登録の申請時に提出を求めている添付書類について、「その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類(申請者が個人(法人)である場合)」の備考欄の記載内容を次のとおり改める。</p>

改定した手引	主な改定内容
	<p>(旧)「○次に掲げる者が法第7条第5項第4号イからヌ及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類(誓約書)(様式第4)」</p> <p>(新)「○次に掲げる者が法第7条第5項第4号イからル及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類(誓約書)(様式第4)」</p> <p>○ (6)の「誓約書(様式4)」及び「誓約書(様式4)記載例」における「○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号」の規定文について、次のとおり改める。</p> <p>① 「イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」に改める。</p> <p>② 「ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」の規定を新たに追加する</p> <p>③ 上記ロの新たな規定による条ずれ箇所の整理により、「ロ～ヌ」を「ハ～ル」に改める。</p> <p>○ その他所要の改正(「日本工業規格」の「日本産業規格」への名称変更など。)</p>

元年第 283 号
令和元年（2019 年）12 月 13 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様
長野県行政書士会会長 様

長野県環境部長

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例及び同施行規則の一部改正及び
これに伴う逐条解説の改定について（通知）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

このたび、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）の施行に伴う廃棄物処理法令の一部改正に合わせ、標記条例及び同施行規則が別添のとおり一部改正され、本年 12 月 14 日に施行されます。また、これに伴い逐条解説につきましても別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、改正後の条例等については、下記のとおり長野県ホームページに掲載しています。

記

- 1 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号）
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/dojore.html>）
- 2 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成 20 年長野県規則第 44 号）
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/shikokisoku/index.html>）
- 3 条例逐条解説
（http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/r011214haikibutsujyorei_chikujyo.pdf）

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 （課長）伊東和徳 （担当）河内良平
電 話	026-235-7164
ファクシミリ	026-235-7259
防災電話	8-231-2826
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

お 知 ら せ

改正行政書士法の成立について

日行連、日政連が中心となり活動をしておりました「行政書士法の一部を改正する法律案」が11月21日開催の衆議院本会議にて全会一致で可決され、また11月27日開催の参議院本会議にて全会一致で可決され、成立しましたので、お知らせいたします。

経 過

- 11月19日(火) 衆議院総務委員会 全会一致で可決
- 11月21日(木) 衆議院本会議 全会一致で可決
- 11月26日(火) 参議院総務委員会 全会一致で可決
- 11月27日(水) 参議院本会議 全会一致で可決成立(法律案成立)
- 12月4日(水) 「行政書士法の一部を改正する法律案」公布

行政書士法の一部を改正する法律案要旨

本法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記する。

二、社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

- 1 行政書士法人を社員一人で設立することができるものとする。
- 2 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加する。
- 3 社員が一人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削る。
- 4 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができるものとする。

三、行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反におそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。</p> <p>（設立）</p> <p>第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うことを目的として、行政書士が設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。</p> <p>（設立の手続）</p> <p>第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、定款を定めなければならない。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>（解散）</p> <p>第十三条の十九 「略」</p> <p>一〇六 「略」</p> <p>七 社員の欠亡</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。</p> <p>（設立）</p> <p>第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。</p> <p>（設立の手続）</p> <p>第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となろうとする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>（解散）</p> <p>第十三条の十九 「略」</p> <p>一〇六 「略」</p> <p>〔新設〕</p>

「削る」

2| 行政書士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

（行政書士法人の継続）

第十三条の十九の二 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができる。

（裁判所による監督）

第十三条の十九の三 〔略〕

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第十三条の十九の四 〔略〕

（検査役の選任）

第十三条の十九の五 〔略〕

2| 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3| 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

〔新設〕

（裁判所による監督）

第十三条の十九の二 〔略〕

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第十三条の十九の三 〔略〕

（検査役の選任）

第十三条の十九の四 〔略〕

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 [略]

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 [略]

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第七号」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百

六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 37 [略]

(行政書士会の報告義務)

第十七条 [略]

(注意勧告)

第十七条の二 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができらる。

六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 37 [略]

(行政書士会の報告義務)

第十七条 [略]

[新設]

行政書士無料相談について

広報監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催場所	無料相談の内容・件数											合計				
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発		行政不服申立	代理業務	その他	
佐久	10月19日(土) 10:00～15:30	イオンモール佐久平 2F イベントホール	15			3						3		1			7	29
上田	10月26日(土) 9:00～12:00	上田中央公民館	2			1												3
諏訪	9月21日(土) 10:00～16:00 10月26日(土) 10:00～16:00	諏訪市駅前広場すわっチャオ 3F 第3会議室 諏訪市駅前広場すわっチャオ 3F 第1会議室	7			4								1		1		13
伊那	10月6日(日) 10:00～15:00 10月13日(日) 10:00～15:00	伊那市立伊那図書館 駒ヶ根商工会館 2階												1				1 2
飯田	10月27日(日) 10:00～15:00	(公財) 南信州・飯田産業センター	8														1	9
松本	10月12日(土) 10:00～15:00 10月17日(木) 10:00～15:00 10月18日(金) 10:00～15:00 10月20日(土) 10:00～15:00 10月21日(日) 10:00～15:00	松本市勤労者福祉センター 2-1 会議室 安曇野市役所 211・212・213・214 号室 塩尻市市民交流センター (えんぱーく) 301・304・305 号室 大町市総合福祉センター 第1・第2 会議室 木曾町文化交流センター 3階和室	21	1								2		1				25
長野	10月2日(水) 13:00～16:00 10月8日(火) 9:30～12:00 10月28日(月) 13:30～16:00	もんぜんぷら座 東長野いこいの家 須坂商工会議所	5			2								1				8
北信	10月12日(日) 10:00～16:00	中野市民会館 44 号室	1	1													1	3
合 計			60	2		10						5		5		1	10	93

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700 円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700 円	〃
事 件 簿 用 紙	300 円	〃
領 収 書	700 円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800 円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000 円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500 円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会 議 報 告

□ ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年10月18日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員8名
- 4 研修内容 専門分野(住宅敷金に関する紛争)、効果測定
- 5 講 師 深澤副センター長

□ ゆうちょ銀行との打ち合わせ

- 1 と き 令和元年10月18日(金)
- 2 と ころ 長野市、ゆうちょ銀行エリア本部
- 3 出 席 者 松島副会長、柳澤部長、古谷副部長

□ 法務部会

- 1 と き 令和元年10月18日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、柳澤部長、古谷副部長、山田、木村各部員
- 4 会議事項
 - (1) ゆうちょ銀行との打ち合わせ
 - (2) 研修について
 - (3) 災害時対応について
 - (4) その他

□ 東京会中西豊先生黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 令和元年10月19日(土)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出 席 者 山本会長

□ 特定行政書士法定研修考查

- 1 と き 令和元年10月20日(日)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、西澤副部長、古谷部員、受験者4名

□ 自動車保有関係手続きのワンストップサービスに係る連絡会

- 1 と き 令和元年10月23日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野運輸支局
- 3 出 席 者 大槻部長、中塚副部長、長崎部員

□ ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和元年10月24日(木)、25日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、岡田部長、西澤副部長、渡邊、二瓶、古谷各部員、会員16名
- 4 研修内容
 - (1) 専門業務研修(農林建設部、運輸交通部、国際部)
 - (2) 未来の行政書士を考える
 - (3) パネルディスカッション「副会長が語るこれからの行政書士」
 - (4) 専門業務研修(環境生安部、法務部)
 - (5) コンプライアンス

□ 災害対策本部会議

- 1 と き 令和元年10月25日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長、柳澤法務部長、和田広報監察部長、新潟会善養寺貴洋先生
- 4 会議事項
 - (1) 台風第19号に係る被災者等支援の状況に

ついて

- (2) 新潟会の先生による支援活動に関する指導
- (3) その他

行政書士試験実施に係る 打ち合わせ会議

- 1 と き 令和元年10月29日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島、赤羽各会場責任者、各試験監督員、各試験本部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和元年度行政書士試験合同会議
 - (2) 令和元年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年11月1日(金)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、会員8名
- 4 研修内容 調停人養成(基礎編)
- 5 講師 和田センター長

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年11月1日(金)
- 2 ところ 飯田市、飯田市役所
- 3 出席者 木下、久保田各飯田支部会員

神奈川会国際部主催研修会

- 1 と き 令和元年11月8日(金)
- 2 ところ 横浜市、神奈川県民ホール
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 4 演 題 在留資格①特定技能・②永住者について
- 5 講 師 法務省東京出入国在留管理局横浜支局派遣講師及び神奈川会講師

(公社) 長野県建築士会主催台風19号災害の被災者支援のための建築・住宅に関する消費者総合相談体制の構築に向けた打ち合わせ会議

- 1 と き 令和元年11月8日(金)
- 2 ところ 長野市、長野県建築士会館
- 3 出席者 赤羽農林建設部長
- 4 議 題
 - (1) これまでの連絡会の取り組み状況について
 - (2) 被災者支援のための相談体制の再構築について
 - (3) 具体的な相談事業の実施方法について
 - (4) その他

東京入管外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和元年11月12日(火)
- 2 ところ 東京都、東京入管
- 3 出席者 宮本国際部員

埼玉会・東京会 ADR センター視察

- 1 と き 令和元年11月12日(火)、13(水)
- 2 ところ さいたま市、行政書士 ADR センター埼玉
東京都、行政書士 ADR センター東京
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員

法務部・研修部主催、松本支部業務研修部協賛「家族信託」研修会

- 1 と き 令和元年11月13日(水)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 松島副会長、柳澤法務部長、岡田

研修部長、山田、木村各法務部
員、古谷研修部員、会員 47 名

- 4 内 容 家族信託の実務
- 5 講 師 法務部 木村和彦部員(諏訪支部)

□一日合同行政相談所

- 1 と き 令和元年 11 月 13 日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出 席 者 長崎、鈴木各長野支部会員

□群馬会会長秋山賢治先生 黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 令和元年 11 月 16 日(土)
- 2 と ころ 高崎市、エテルナ高崎
- 3 出 席 者 山本会長

□ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年 11 月 18 日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田センター長、深澤副センター
長、二瓶運営委員、会員 8 名
- 4 研修内容 調停人養成(中級編)
- 5 講 師 二瓶運営委員

□緊急士業連絡会運営委員会

- 1 と き 令和元年 11 月 19 日(火)
- 2 と ころ 長野市、弁護士会館
- 3 出 席 者 柳澤法務部長
- 4 内 容
 - (1) 被災者支援のためのワンストップ相談会体
制整備の件
 - (2) その他

□在留資格に関する事務指導 ワーキングセミナー

- 1 と き 令和元年 11 月 19 日(火)
- 2 と ころ 長野市、21 ルネサンス学院
- 3 出 席 者 宮本国際部員

□国際部研修会

- 1 と き 令和元年 11 月 20 日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部
長、宮本部員、会員 23 名、山梨
会 3 名
- 4 研修内容
 - (1) 帰化申請、国籍取得について
 - (2) 就労系の在留資格について 申請に関する
注意点
- 5 講 師
 - (1) 長野地方法務局戸籍課 神林義明 課長
 - (2) 東京出入国在留管理局長野出張所 辻利光
所長

□日行連関地協・東京会共催の 入管業務研修会

- 1 と き 令和元年 11 月 26 日(火)
- 2 と ころ 東京都、砂防会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部
長、会員 3 名
- 4 科 目
 - (1) 就労系在留資格の審査運用について
 - (2) 身分系在留資格の審査運用について
- 5 講 師 東京出入国在留管理局担当者

□在留資格に関する事務指導 ワーキングセミナー

- 1 と き 令和元年 11 月 27 日(水)
- 2 と ころ 上田市、長野ビジネス外語カレッジ
- 3 出 席 者 春日国際部長

□農林建設部会

- 1 と き 令和元年 11 月 28 日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽部長、奈良木副部長、藤森、
上島各部員

4 会議事項

- (1) 農林建設部会の事業について
- (2) その他

長野県議会「改革・創造みらい」 との情報交換会

- 1 と き 令和元年11月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 山本会長・政連会長、宮下総務部長、赤羽副会長、土屋、清水各政連副会長、赤羽幹事長、佐藤、二瓶各副幹事長、小島康晴、荒井武志、高島陽子、小林東一郎、続木幹夫、花岡賢一、池田清、熊谷元尋、望月義寿各県議会議員
- 4 内 容 県政全般に係る情報交換

ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年11月29日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員8名
- 4 研修内容 調停人養成(中級編)
- 5 講 師 和田センター長

東京入管外国人を対象とした 無料相談会

- 1 と き 令和元年12月3日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出席者 三浦国際副部長

台風第19号に係る被災事業者 向け県の支援策説明会・個別相 談会

- 1 と き 令和元年12月5日(木)
- 2 と ころ 佐久市、長野県佐久合同庁舎
- 3 出席者 山田法務部員

日行連関地協連絡会議

- 1 と き 令和元年12月5日(木)、6日(金)
- 2 と ころ 神奈川県箱根町、湯本富士屋ホテル
- 3 出席者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、赤羽、大槻、柳澤各部長

OSS 開始直前実務者研修会

- 1 と き 令和元年12月7日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員、会員40名
- 4 内 容
 - (1) OSS 申請手順について
 - (2) システムの説明
 - (3) 今後の対策について
 - (4) その他
- 5 講 師 (株)ヘルムジャパン 桑原朋敬様、丸山主男様

中間監査

- 1 と き 令和元年12月9日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 林、小林各監事、山本会長・政連会長、宮下総務部長、赤羽政連幹事長
- 4 監査執行状況
平成31年4月1日から令和元年11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。
監査結果については、12月11日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□（一社）自動車販売協会連合会 長野県支部との情報交換会

- 1 と き 令和元年12月9日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
- 4 自販連 五明利雄専務理事、遠藤丈夫事務局長、千村勇隆業務部長、小林徳和業務課長

□法務部研修会 (著作権相談員養成研修)

- 1 と き 令和元年12月10日(火)
- 2 と ころ (塩尻会場) 塩尻市市民交流センター、(長野会場) 会館
- 3 出席者 (塩尻会場) 柳澤部長、木村部員、会員9名、(長野会場) 古谷副部長、山田部員、会員7名
- 4 研修内容
 - (1) 行政書士ができる知的財産業務
 - (2) 著作権概論
 - (3) 質疑応答
 - (4) 効果測定
- 5 講師 松本支部 白井清文会員

□正副会長会

- 1 と き 令和元年12月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議・報告事項
 - (1) 理事会及び支部長会議の議題について
 - (2) その他

□理事会及び支部長会

- 1 と き 令和元年12月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出席者 山本会長、赤羽、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、一之瀬、奈良木、宮下、古谷、高田各理事、大槻コスモス支部長、小口、若林各支部長、林、小林各監事

4 会議事項

(1) 合議事項

- ①中間監査報告について
- ②台風19号災害対応について
- ③（一社）コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
- ④令和3年新年賀詞交歓会・令和3年度定時総会等日程（案）について

(2) 報告事項

- ①令和2年新年賀詞交歓会について
- ②その他

□長野県行政書士会顧問・相談役 と役員との情報交換会

- 1 と き 令和元年12月11日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 正副会長、理事、監事、大槻コスモス支部長、小島康晴県議、竹内波美男顧問

4 会議事項

- (1) 行政書士会の現状に関する情報交換
- (2) その他

□長野県・長野県災害支援活動士業 連絡会・佐久市主催専門士業に よるワンストップ無料相談会

- 1 と き 令和元年12月12日(木)
- 2 と ころ 佐久市、佐久市役所
- 3 出席者 柳澤法務部長、依田、山田各佐久支部会員

□ ADR 手続実施者養成研修

- 1 と き 令和元年12月12日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員、会員13名
- 4 研修内容 調停人養成(上級編)(応力向上研修)
- 5 講師 和田センター長、山崎泰正弁護士

□ 広報監察部会

- 1 と き 令和元年12月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、和田部長、一之瀬副部長、土屋、五味、小西各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報146号の発行について
 - (2) ホームページについて
 - (3) 行政書士記念日について
 - (4) その他

□ 運輸交通部会

- 1 と き 令和元年12月20日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
- 4 会議事項
 - (1) 12月5日実施の関地協のOSS拡大のための取り組みについて(報告)
 - (2) 12月9日実施の自販連との協議内容について(報告)
 - (3) 1月28日、29日全国OSS対策会議に向けて意見集約
 - (4) 長野県会におけるOSS対策・車庫証明確保対策について協議
 - (5) その他

□ OSS 開始対策会議

- 1 と き 令和元年12月20日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員、山田、窪田、今井、宮島、八幡、宮本、廣瀬各支部担当者
- 4 会議事項
 - (1) 12月5日実施の関地協のOSS拡大のための取り組みについて(報告)
 - (2) 12月9日実施の自販連との協議内容について(報告)
 - (3) 1月28日、29日全国OSS対策会議に向けて意見集約
 - (4) 長野県会におけるOSS対策・車庫証明確保対策について協議
 - (5) その他

□ ADR センター会議

- 1 と き 令和元年12月23日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、二瓶運営委員
- 4 会議事項
 - (1) ポスターパンフレットの配布について
 - (2) その他

□ 県資源循環対策課との打ち合わせ

- 1 と き 令和元年12月25日(水)
- 2 ところ 長野市、県庁
- 3 出席者 清水環境生安部長

□ 総務部会

- 1 と き 令和2年1月6日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、深澤各部員
- 4 会議事項

- (1) 新年賀詞交歓会について
- (2) その他

□新潟会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和2年1月10日(金)
- 2 と ころ 新潟市、ホテル日航新潟
- 3 出 席 者 松島副会長

□千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和2年1月11日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□南県町新年祝賀会

- 1 と き 令和2年1月11日(土)

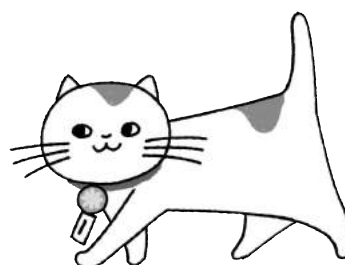
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 宮下総務部長

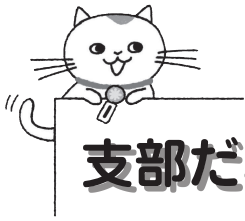
□埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和2年1月14日(火)
- 2 と ころ 埼玉市、ロイヤルパインズホテル
浦和
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□群馬会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和2年1月15日(水)
- 2 と ころ 高崎市、エテルナ高崎
- 3 出 席 者 赤羽副会長





支部だより

上田支部で発行している業務取扱者名簿を更新いたしました

上田支部広報委員会

この度、上田支部業務取扱者名簿*（以下名簿）を支部広報委員会内での編集担当者の引き継ぎに伴いリニューアルを行いました。この度の名簿の更新において重視したポイントと反省を紹介いたします。

まず、1つ目として適切なターゲットの想定に努めました。例えば、相続分野の名簿では相続人の中で中心的な役割を果たすであろうシニア世代を想定読者としたり、国際入管分野の名簿では外国籍をお持ちの方々や経営者の方々を想定読者としました。

そして、2つ目は従来の名簿よりも文字を入れるスペースを小さくしました。一般的なA4サイズのチラシに比べ文章が占める面積が多かった点を改善しました。

3つ目のポイントとして名簿裏面における会員の掲載順を五十音順から、地域別郵便番号順に変更しました。市民の方が行政書士を探し易くなるよう対応いたしました。

以上の点において共通する考えは市民の方が名簿をより一層手に取りやすいように、そしてその手に取った名簿を活用することができるように努めようとしてきました。

このように作成した名簿ですが、実際に印刷し各窓口等に配布されたものを確認したときに、いくつか反省し改善しなければならない点が浮かび上がってきました。

紹介できるものを挙げると、各窓口等において周りに置かれた同サイズのチラシに比べキャッチコピーのフォントサイズが小さかった点があります。手に取ってからの読みやすさを優先したつもりではありましたが、手にとってもらうために必要なインパクトが十分でなかったと反省しました。

次年度の名簿は反省等を活かしより良い名簿を作れるよう努めてまいります。

リニューアルした名簿

従来の名簿

業務取扱者名簿*

表面に業務内容の説明、裏面に掲載を希望した

支部会員有志の連絡先等を記載した広報紙。

相続・農地・食品・建設業・開発行為・リサイクル・自動車・入管の8業務について7種類を年1回発行。(建設業及び開発行為はまとめて1種)

10月の広報月間の官公庁への挨拶まわりにおいて支部管内の各窓口などへ配布すると共に無料相談会などにおいて来場された市民の方に配布。



新年のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

会長 山本 準一

あけましておめでとうございます。私は昨年10月に政治連盟会長に就任をいたしました。本会会長と兼任となりましたがワンチームで行政書士制度発展のため努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

さて、昨年の政治連盟の活動を振り返りますと、春の全国統一地方選挙に始まり、夏の参議院選挙等と数多くの選挙が行われた一年でありました。当政治連盟が推薦した候補者が当選を果たされた一方、残念ながら健闘されたものの当選されなかった候補者もおられました。当政治連盟としては、活動状況等を精査し、今後の選挙応援体制の糧としたいと思います。

また、平成から令和へと時代は変わり我々行政書士の業務も時代の変化に対応した内容とするため、昨年11月の臨時国会において行政書士法の一部が改正されました。12月4日に公布され令和3年6月4日の施行となりますが、その改正項目は以下の3点です。

一つ目は第1条の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」の文言が明記され、2つ目は行政書士法人が社員1人で設立することができることとなり、3つ目は行政書士会による注意勧告に関する規定が新設されました。

今回の法改正につきまして、地元長野県選出の国会議員の先生方には大変なご尽力を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。

また、昨年の12月13日には長野県議会において、本会が請願として提出させて頂きました「県の機関における行政書士法の理解と窓口業務の適正化を求める請願」を全会一致で議決、採択されました。この請願につきましては、本会顧問の小島県議には各会派に強力に働きかけを戴き、4会派の代表議員の皆さま連名で署名を賜り採択に至りました。小島県議には大変お世話になり、厚く御礼申し上げる次第です。

愈々来年の2月には行政書士法制定70周年を迎えます。本年も行政書士の社会的・経済的地位の向上を期すため、本会とともに行政書士制度維持・発展のため政連としての必要な政治活動を行ってまいります。

結びに会員のみなさまのご理解、ご協力をお願いを申し上げ、あわせて本年も最良の一年となりますことをご祈念いたしまして、私のご挨拶といたします。

政治連盟考

長野県行政書士政治連盟

幹事長 赤羽 公彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

三年前、長野県行政書士政治連盟副会長として、政治連盟に参画し、行政書士にとって政治と関わることの大切さを実感致しました。

昨年は、思わぬ組織変更があり、政治連盟の幹事長の役を仰せつかることとなり殊更政治との連携の重要さを感じることとなりました。

具体的には、衆参国会議員、長野県議会議員、そして又、地域振興局、市町村、社会福祉協議会との緊密かつ積極的な連携の必要性を感じた故であります。

一つには、昨年度、国会に於いて従前より積極的に活動して来た行政書士会及びその政治連盟の動きが行政書士法の一部を改正する法律案が可決される結果を生み出したと思います。それは行政書士法第一条の「行政手続に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて」の文言が「寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現」に改正されました。

又、二つには社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるという所謂一人法人設立を可能とすることとなりました。

三つには、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定が成立した。

尚、長野県に対する予算、施策に対する要望事項を、先ず令和元年11月6日に自由民主党県議団の萩原清、丸山栄一、大畑俊隆、竹花美幸、大井岳夫議員に御説明しました。

一つは災害時における行政書士の活用についてであります。要望内容は、「罹災証明書申請受付業務支援及び罹災証明書発行支援、行政事務全般の支援、身近な問題の無料相談、自動車の廃車手続など、災害時に各市町村と連携し被災者に対する支援活動が行えるよう、行政書士を活用して戴きたい」であります。

二つには、行政書士業務に関連する各種研修会・セミナー等について、行政書士会会員を講師として積極的に活用して戴きたい。

三つには、県の機関における行政書士法のご理解と窓口業務の適正化についてであります。県においては、「行政書士または行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することが出来ない」とする行政書士法第十九条第一項及び行政書士制度の趣旨をご理解戴き、不当な書類作成・提出行為がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導をされるよう求めると共に、県民の権利を擁護するため、各種申請・届出

等に関し、公正で透明性のある行政サービスが行なわれるよう行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を関係機関に指導をお願いしたい。

以上三点に関し本会会員小島康晴県議が、それぞれの各県議団に対し御協力を求める動きをして戴きましたことに深く感謝します。

この三点の請願は12月13日に可決されました。

以上行政書士法の多くが議員立法によるを大とすることから政治連盟の積極的、継続的な動きが求められる。

9月6日に衆議院第一会館で日行連会長 常住豊氏を筆頭に、各単位会長、幹事長と国会議員の皆様との間で要望事項が出されました。今回で二回目の会議が開催され、「行政書士でない者は、行政書士にかかる業務は出来ない」について議論がなされました。そこで、行政書士会の先生の御一人から総務省令での対応は出来ないかと、この御意見については検討する余地はありやなしや、検討する必要性があるかと考える。

又、11月19日、11月20日全国青色申告会連合会総会の際の衆参議員、宮下一郎、後藤茂之、務台俊介各議員には、「行政書士でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類を作成することが出来ない」とする県行政書士会広報監察部のチラシを御渡し理解を求めました。

そして、機会を捉え12月3日には、衆参議院会館に出向き12名の議員の皆様方に、御本人がおられぬ場合は、秘書を通じてチラシをの御説明をしながら各議員に御話しをしておいて戴くよう御願いさせて戴きました。

その際、総務大臣 高市早苗氏の秘書の方に前述のチラシの御説明をし、大臣に御伝え戴くよう要請致しました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
松本支部	元. 10. 15	山本 博史	松本市	松本支部	元. 11. 15	山田 亮平	塩尻市
松本支部	元. 12. 1	召田 正悟	松本市	長野支部	元. 12. 1	宇賀田伸彦	長野市
長野支部	元. 12. 15	湯淺 草子	長野市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
松本支部	宮下 崇志	元. 10. 2	長野支部	小林 一郎	元. 10. 7	飯田支部	宮下 優	元. 10. 19
諏訪支部	山之内和子	元. 11. 23	松本支部	角 京子	元. 12. 6	諏訪支部	松本 和敏	元. 12. 20
北信支部	湯本 良知	元. 12. 31						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

菅 沼 清 治 殿 (飯田)

令和元年 10 月

保 苺 英 夫 殿 (松本)

令和元年 11 月

編 集 後 記

松本日光放光寺は、松本市蟻ヶ崎にある曹洞宗の寺院で山号は日光山。ご本尊は十一面観音菩薩という県宝指定の秘仏です。普段はとても閑静なお寺ですが、毎年、成人の日が続く休日に執行される「厄除け観音大縁日」となればあたりの様相は様変わりし、御祈禱に来られた人の波はまさに圧巻です。本寺のご住職とは高校時代からの友人でもあり、特別なことがない限り御祈禱の受付のお手伝いをさせていただきます。8畳ほどの受付所には、御祈禱受付係が2名、参拝者の希望される「願い事」のスタンプを祈禱札に押す係が2名、祈禱札に御芳名を墨書する係が4名。さらに机や道具類を置けば、簡単に身動きできない状態となります。

受付（料金授受の他、ご芳名、ご住所、ご祈願の種類の確認その他諸々）→願い事の押印→

ご芳名の墨書→住職による御祈願（ご芳名をお一人毎に読み上げ）→参拝者へ御祈禱札のご返却。この流れは、完全なる人力作業によるもので、あうんの呼吸が必要となります。この間、使用する近代的文房具は電卓以外にありません。各係りによる流れを見る目が大事です。

これから先、世の中はAI化や次世代情報通信等の技術がますます発展していくのですが、いつの世になっても、「良き一年であること」「厄除けを願う人間の心」は、きっと変わることはないでしょう。放光寺の毎年の盛況ぶりを見るたびに感じます。

(広報監察部 一之瀬)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限り、(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報監察部長 和田 英幸

印刷 三和印刷(株)

【好評図書のご案内】



注解・判例 出入国管理実務六法 令和2年版

出入国管理法令研究会 編

2019年10月刊 A5判上製箱入 1,808頁 本体6,400円+税

- 関連する約230本の法令・告示、条約等を集約。基本法令には、参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付した、この分野では唯一の法令集。
- 平成30年12月14日法律第102号の施行に伴い特定技能1号・2号を追加した最新版。



家庭の法と裁判 (Family Court Journal) 号外

東京家庭裁判所家事第5部(遺産分割部)における 相続法改正を踏まえた新たな実務運用

東京家庭裁判所家事第5部 編著

2019年6月刊 B5判 172頁 本体2,300円+税

- 改正相続法による預貯金の払戻し、配偶者居住権、特別の寄与などの家裁での新しい実務と書式等を詳解。
- 東京家庭裁判所における申立記載例等の書式も収録。



改正相続法と家庭裁判所の実務

片岡武・管野眞一 著

2019年10月刊 A5判 328頁 本体3,200円+税

- 遺産分割手続について、遺産分割の段階的進行モデルを基に、手続の流れと改正法の要点を関連付けて詳述。また、遺言、特に「特定財産承継遺言」の性質に留意し、遺言による分割方法の枠組みを再構成して解説。さらに、遺留分について、遺留分制度の設計が変更されたことに伴う解説も収録。

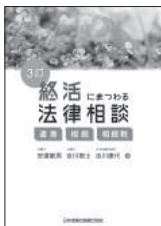


新しい相続制度の解説 改正相続法の解説と相続制度のあらまし

小池信行 監修 吉岡誠一 著

2019年10月刊 A5判 216頁 本体2,200円+税

- 現行の相続制度の概要だけでなく、改正事項が相続制度全体の体系の中でどの部分に位置するのか、その改正がなぜ必要であったかまでを正確に理解することができる1冊。特に、法務局の遺言書保管制度については、法務局（審査側）目線での解説がなされた貴重な書。



3訂 終活にまつわる法律相談 遺言・相続・相続税

安達敏男・吉川樹士・吉川康代 著

2019年10月刊 A5判 408頁 本体3,600円+税

- 昨今相談が急増している、「高齢者の終活にまつわる法的問題」「円滑な相続につなげるための遺言書作成」「現代型の遺産分割問題」「相続税及び贈与税の税制改正に係る問題点」等を中心として取り上げたQ&A解説書。
- 改正相続法に対応。最新事例を用いた71問を収録。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo